



始



(引索波呂伊)

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| せ | み | あ | け | の | な | た | る | へ | い |
| 二七四 | 三六八 | 四三三 | 一四四 | 三三三 | 三四六 | 三〇四 | 四一四 | 三六一 | 三三 |
| す | し | さ | ふ | お | ら | れ | を | と | ろ |
| 二六八 | 二〇三 | 一八九 | 三六八 | 六五 | 四〇五 | 四一四 | 四一九 | 三三九 | 四一五 |
| | 系 | き | こ | く | む | そ | わ | ち | は |
| | 四八 | 一〇三 | 一六八 | 二六 | 三九三 | 二九三 | 四二七 | 三三三 | 三九 |
| | ひ | ゆ | え | や | う | つ | か | り | に |
| | 三六 | 四〇一 | 三三 | 三六八 | 七 | 三六 | 七二 | 四〇七 | 三九 |
| | も | め | て | ま | み | ね | よ | ぬ | ほ |
| | 三六 | 三三 | 三六 | 三六八 | 四七 | 三三二 | 四〇一 | 三三 | 三六二 |

(引索音十五)

| | | | | | | | | | |
|------------|-----|------------|----|----|----|-----|-----|-----|---|
| わ | ら | や | ま | は | な | た | さ | か | あ |
| 四七 | 四三 | 三六 | 三六 | 三九 | 三三 | 三〇四 | 一八 | 七 | 三 |
| ゐ | り | い | み | ひ | に | ち | し | き | い |
| 四七 | 四〇七 | 阿行い に出づ | 三六 | 三六 | 三九 | 三三 | 二〇三 | 一〇三 | 三 |
| う | る | ゆ | む | ふ | ぬ | つ | す | く | う |
| 阿行う に出づ | 四二 | 四〇一 | 三三 | 三六 | 三〇 | 三六 | 三六 | 二六 | 七 |
| ゑ | れ | え | め | へ | ね | て | せ | け | え |
| 四八 | 四二 | 阿行え に出づ | 三五 | 三六 | 三五 | 三六 | 二七 | 一四 | 三 |
| を | ろ | よ | も | ほ | の | と | そ | こ | お |
| 四一九 | 四一五 | 四〇三 | 三九 | 三六 | 三五 | 三九 | 二九 | 一八 | 六 |

275.5-23



綱の字引

吉野 石田
傳 共

大正
14.2.21
丙寅

日本評論社版



教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク
孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此
ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學
ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國
法ニ違ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ
忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラ
ス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ茲ニ益
々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴
ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス
宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ
荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳
トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世
局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協贊ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコト
ヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

精神作興詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ並

進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害に偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協贊ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

勅諭 (陸海軍人に賜ふ)

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐる中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様のうつり換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狂れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二つに分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たるものに歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらすと云なから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき

次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇痛く宸襟を惱し給ひしこそ忝くも亦惶恐れ然るに朕幼くし天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知るか故にこそあれされば此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ける所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く此旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存し再ひ中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるらする事も得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さざるとに由るそかし我國の稜威

振はさることあらは汝等能く朕と其愛を共にせよ我武維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を
偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太
平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば
猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへ
き況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報
國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も
整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同しかるへし抑國家を保
護し國權を維持するは兵力にあれば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑は
す政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕し
と覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて

統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任のものは舊任のものに服従すへ
きものそ下級のものは上官の命を承ること實に直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬
する所にあらすとも上級のものは勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すへ
し又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからす公務の爲に威嚴を主
とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に
勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひた
らんには當に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲めにもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙とふへし夫武勇は我國にては古よりもいと貴とへる所なれば我國の臣民
たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を
忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振
舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮
を殫して事を謀るへし小敵たりとも儼らす大敵たりとも懼れす己か武職を盡さんこそ誠の

大勇にはあれされは武勇を尙とふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛よ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世の人も忌嫌ひて豺狼などの如く惟ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始めより其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ是非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとて守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に蹈迷ひて私情の信義を守りあたらず英雄豪傑ともか禍に遇ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々の患なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰ぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閒にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心に誠あれば何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦びなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名 御璽

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル」攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及

搜索セラル、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サル、コトナシ
第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ「公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各自法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ院議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

トヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 衆議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルヽコトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ法律

ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律
ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スル限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ
協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムル
ヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ出シ將來增額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲナスコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ

豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ附スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前例ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王妃女王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ位ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若クハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女王ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王王タル者ニ特ニ親王内

親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁

ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

題 言

社會の單位は個人である。社會の改造は、先づ個人の改造から始めなければならぬ。市町村の自治は、市町村公民に依つて築き上げられなければならぬ。市町村の興廢は一に懸かつて公民の雙肩に在る。今日、市町村の腐敗を憂ひ、頽廢を嘆じて、その改善改造を叫ぶ者は少くない。而も其の論議は、徒らに枝葉に走つて、根本を省みない所がある。制度を云爲するに急にして、人を忘れてゐる傾がある。制度の運用は人に在つて、人以外には無いのである。制度の改善、社會組織の改造、素より必要では無いと云はぬが、制度に囚はれて、制度を活用することを知らぬのは、その罪は制度に非ずして、人に在る。人が制度を活用するに至つて、始めて其の制度の短所も長所も明かになつて、改造の方策は直ちに講ぜらるべきである。改善と云ひ、改造と云ふは、先づ其の目的物の性質と内容と發展とを知るべきである。形式の改造は、其の知識乃至體驗に依つて、合理的に企てらるべきである。制度を知ら

す、又それを活用することを知らず、自治生活の意識なく、公民的自覚なき者が、如何に其の弊を救はうとして叫んだ處で、何うすることも出来ず、相率ゐて泥濘に落ち込むばかりである。例へば議員選舉の如きでも、選舉違反の罰則を如何に嚴重にし、如何に辛辣に取締つた處で、公民的自覚なく、道徳生活の何たるを解しない者に取つては無駄である。闇を行く盲鬼に對して、赤色の燈を掲げて危険信號をした處で、何の役に立つもので無い。要は、其の眼を開かしめるに在る。公民の前に燈を點じて、其の行くべき、正しい道を示すものは、公民教育である。

公民教育には、二つの方面がある。一は他動的であり、二は自動的である。即ち、一は他人に手を取つて教へて貰ふことであり、二は自分で自身を教へ込むことである。一を教授と云ひ、二を修養と云ふのである。教授は學校に於てし、修養は家庭に於てする。前者は團體的教養であり、後者は個人的習練である。既に義務教育、即ち國民教育を終へて、社會生活の一員となつた者は、學校教育よりも寧ろ自己教育が必要である。公民教育は公民たるのみ人

格を築き上げるものであつて、普通教育に對して特殊教育と云ふことが出来る。公民の資格は制度に由つて定まり、公民の人格は教育に依つて發展する。教育は學校のみで終つたもので無く、絶えざる修養を必要とする。社會に對し、家庭に對し、自己に對して、絶えず反省し、考察して、心身鍛鍊の工夫を積むべきである。公民の修養、心身の鍛鍊は、教場に於てするよりも、自己の不斷の努力に待つべきものである。

公民は常識を養ふ點に於て、先づ其の知見を廣くせねばならぬ。公民生活に必要な知識を吸収せねばならぬ。即ち法制、經濟、道徳、國家、社會、市町村の如何なるものかを知つて置く必要がある。然うでなければ、公民の權利義務を意識的に履行することが出来ぬ。自治制の意識無くして其の改善を口にするが如きは、木によつて魚を求めの古い諺を復活するものである。更に別な譬喩で云へば、的を認めずして矢を放つものである。凡そ改善を唱へ、改造を志す者は、其の根本を知つて、其の弊の宿る所を察せねばならぬ。公民がより善い自治を志し、より善い自治の下に幸福な生活を營まうとするには、自治の何たるかを解するこ

とが極めて切要である。帝國臣民たるの權利義務と、併せて其の道德生活とを知ることが肝腎である。道德は其の内容を知るのみで、實行しなければ一片の反古に過ぎぬ。公德と云ひ、政治的良心と云ふが如きは、自己修養に由つて始めて得らるべきものである。茲に於てか、公民は常識を養ふと共に、精神修養を閑却することは出来ぬ。非常識な者が、往々不徳なる行爲をなすに見るも、常識と修養の並行は、公民生活をして健全ならしめるものである事が分る。

本書は、公民の常識と修養との二つの目的に合致し、公民教育の理想を達せんが爲に編んだものである。換言すれば、公民讀本と公民修身書と公民字引とを兼ねたもので、學校教授の参考となり、自宅獨修の規範たらんことを期したのである。公民教育は要するに政治教育である。社會教育である。普選の高唱される今日に於て愈々其の急務を感じるものであり、はた實施後の將來に於ても等閑に附すべからざるものである。殊に社會問題、労働問題の漸く世の視聽を聳動せんとする時に於て、益々其の切要を感じる。時流に迎合する無用の書の

續出する時に方つて、少くとも公民の爲に有用の書なりと信するものを監修し得たことを喜ぶものである。

大正十三年八月十二日成稿の日

吉野甫識す

凡例

- 一、語の排列は、五十音順に従ふ。發音の符を要するものは、語側に片假名を以て標記してある。
- 二、一語にして數種の意味を持つものは、(一)(二)等の區別を設けて、解釋を施したが、公民教育に縁遠いものは列舉せぬ事にした。
- 三、解釋及び説明は簡潔を旨とし、全文の脈絡必ずしも貫通を期せぬから、一語一行に注意し、句讀點を重視しないと、意味の取り惜い處があるかも知れぬ。
- 四、文中に引用した勅語及び法律の正文は、片假名交りとし、濁點を附せず、句讀點を施さず、一に正文に忠實なることを原則とし、まゝ讀み惜い處に特例を開いた。
- 五、語釋の末尾に、括弧を用ゐて、語の用例を舉げ、又は他の語と参照すべきを附記し、又は法の典據を示したのは、本文補足の意に出でたのである。
- 六、語に由つて、語釋に止めたもの、更に説明を加へたもの、或は批評を挿んだもの、其の體裁一様で

は無い。これ公民の常識修養の點を考慮し、單に常識を與へるものと、修養の必要あるものとを區別し、繁簡便宜の方法を取つたからである。

七、語義、語釋、説明、批評等は、恣に自説を以てすることを避け、諸書を參考して、その妥當だと信するものを擧げ、定説の無いもの、新解を施すの必要あるものには、一個の見解を以て臨んだ。引用書及び參考書は、文中に一一附記するの繁を避けて、これを省いた。

八、説明には一般的と特殊とあるが、本書の性質上、大部分は特殊の説明を採用し、我が國を主として他國の事例は餘り擧げぬ事にした。

九、本書を手引として、更に詳細を知らうとする者の爲に、法律の出處を擧げて置いたから、その原本を見れば直ぐ解る。

十、本書は大體、文部省調査の農村公民及び都市公民教育要目(公民科教授要綱)に據つて編んだのである。

あ

あい【愛】

純眞な心情の美しい表現。ふつくらした綿のやうな温情は母性愛であり、紅に燃ゆる花のやうな熱情は戀愛であつて何れも冷かな反感、凍るやうな憎悪とは反對である。親子の間に於ける恩愛の情、兄弟姉妹若くは友人の間に於ける友愛の情、師弟間の敬愛、人間同士の親愛、少年少女に對する慈愛、禽獸蟲魚に對する愛憐、花卉草木の愛賞、書畫骨董の愛翫等、所謂愛

づること、いつくしむこと、可愛さの一切は愛である。母性愛の熾烈なことを燒野の雉子夜の田鶴に譬へたり、夫婦の愛情の濃かさを語るに鴛鴦を引合ひに出したりするが、かの鳥類は我が子又は我が雌雄に限られてゐるので、決して他の同類、若くは異種族に及ばないのである。處が、人間の愛は、萬物の上に及ぶのである。神に對する愛は聖愛であり、人類に對するそれは人類愛であり、自然に對するそれは自然愛である。我が妻子を愛すると共に、又よく隣人を愛し、郷人を愛し、邦人を愛し、更に其

の愛を博く全人類の上に及ぼし、又動物をも愛護することを忘れてはならぬ。教育勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と仰せられたのは、即ち愛は一家一族に制限されるべきもので無いことを示されたのである。繼母が繼子を虐待したり、資本家が労働者に過度の勞役を課したり、白人が黒人を排斥したりするやうなことは、人類愛の精神に背いた、甚だしい罪惡である。愛の在る所には平和があり、幸福があり、愛の無い所には争闘が起り、慘劇が行はれる。併し、愛にも似而非なる偏愛、溺愛など云ふ不純なものがある。

四四
る。偏愛は博愛を裏切り、溺愛は痴態を現はして、社會に害毒を流すことが少くない。殊に戀愛にあつては、その本来の性質からして感溺し易く、盲目になり易いのであるから、人倫の上に反省して、或規準を超えぬやうな節制を要する。愛情は惟り人類の本能ではなく、動物にも有るのであるから、それを恣にするのが人類の誇りでは無い。愛情の偏重や濫費は深く戒めなければならぬ。禽獸にも劣るやうな行爲は必ずしも愛の發露では無い。人類愛の精神は、愛の道德化であり、本能の聖化である。

あいきやう【愛郷】

一郷を愛すること。郷は里と云ひ、郷土、郷里、故郷などとも云ふ。自分の出生地である。原籍地が出生地と同一なれば、原籍地が故郷だが、出生地が寄留地である場合には、寄留地が故郷である。出生地以外の地で、長く居住した土地を第二の故郷とも云ふ。愛郷は郷土に對する親愛の情であり、家庭の愛を博愛の方面へ一歩進めたものである。郷土を愛すると共に郷人を愛する事であるから、郷土の名譽を重んずるは勿論、郷人の幸福の爲に力を致すべきである。その愛郷心を押廣

あいけい【愛敬】

愛し敬ふこと。子の父母に對して努むべきは從順であるが、この從順は愛敬を以て基本とするのである。愛は骨肉の親より濃い者は無いと云はれる程

親子の愛情は絶對的なものである。親が子の可愛さに引かれて、甘やかせば甘やかすほど駄々っ兒となつて、我儘を押し通すやうになる。幼い時は仕方が無いとしても、大人になつて子たる者の務を盡す時には、それでは不可い。父母の恩愛に狎れ過ぎて、禮儀を疎かにすることは、固より慎むべきである。そこで、親に對して、愛の外に敬の必要が起つて来る。偏愛の不可いと同じやうに、偏敬も亦不可い。敬に偏すると、親子の間が餘りに窮屈となり、嚴格となつて、純眞な愛情を損ふやうになる。所謂他

人行儀になつて、親子の情が稀薄になる恐れがある。爲に、家庭の圓滿を缺くやうな場合を生ずるから、愛と敬の二つを兼備へて親和を保ち、父母を難じたり、怨じたりするやうな事があつてはならぬ。

あいこく【愛國】 國を愛すること。國は我等にあつては、大日本帝國を指す。武蔵國とか、磐城國とか、石狩國とか、肥後國と云ふやうな帝國內の一國を指すのでは無い。萬世一系の天皇の治しめす國の全土を云ふのである。國土の美しさを愛するのは獨り日本人に限らぬ。よく觀光の爲に渡

來する外國人等が、我が國の自然美を愛稱して止まぬ。併し、それは國土の美を愛するのであつて、國家を愛するのでは無い。愛國は自然を讚美するの謂では無くして、國家を熱愛する心である。祖國の歴史と名譽を重んじ、國家的事業の成就に努め、國威を海外に發揚することを期するのが、即ち愛國心である。世界孰れの國でも、國を樹つる以上、愛國心に燃えない國民は無いけれども、我が大和民族の如く、國のため、君の爲に、生命を惜まない國民は無からうと思ふ。人民の大宗家たる天皇の統治する

我が國に在つては、君の爲に盡すことが即ち國の爲に盡すことであり、國の爲に盡すことが即ち君の爲に盡すことである。忠君と愛國とは、何時も結びついて離れるやうなことが在つてはならぬ。君國の爲に盡すと云ふ言葉は、大和民族の傳統的精神である。愛家、愛郷、愛國は大小の差こそあれ皆一様の民族愛の顯現である。

あいご【愛護】 愛し護ること。總て親愛を以て保護し、温情を以て接觸することである。虐待に對して云ふ「動物愛護」植物愛護「生命の愛護」等。

あきうど【商人】

物品を賣買する職業を持つ人。物々交換の時代が過ぎ、貨幣を以て物品を賣買するに至つて、そこに職業としての商人が現はれた。今日は商人を「しやうにん」と音讀するけれども、古くは「あきびと」と云ひ、それが音便で「あきうど」となり、又「あきんど」と呼ぶに至つた。物を賣買することを「あきなふ」と云ふ處から、商賈を「あきなふ」と「即ち「あきびと」と云つたのである。古語が廢れて、漢語が採用され、「あきうど」乃至「あきんど」が商人又は商賈人となり、近來は商業家、若くは實

業家などと呼ぶやうになつた。それだけ商人の地位が高まり、舊來の士農工商の所謂四民平等の實が擧つて來たのである。徳川時代には、商人を素町人などと云つて侮蔑し、階級の一段も二段も下の人間のやうに待遇し、甚しきは人種が違ふやうに思つて居たのである。その職業的差等から解放されたのは、明治維新後の事である。既に人格を與へられた商業家は、從來の商人根性を脱して、名譽と信用を重んじ、商品取引上に於ては固く商業道徳を守り、不正品を販賣し、若くは暴利を貪るにこれ急なるこ

とが有つてはならぬ。以前は士分に賤しめられた商業も、今は官吏以外の者は、何人と雖も自由に従事し得るのである。尤も官吏でも、辭職さへすれば、明日からでも直ぐ商人になることが出来る。唯官吏と商人の差は、辭令と鑑札だけの差である。商人の條参照。

あきんどやど【商人宿】

旅の商人を泊める宿屋。所謂高等旅館では、紳士も官吏も商人も無差別に宿泊するが、それは宿泊料の多寡を問はない人々のことで、損益勘定を苟くもすることの出来ない商人にあつて

は、その宿賃をも算盤で弾かなければならぬ。然う云ふ商人の爲に、宿泊料の比較的低廉な旅籠屋が設けられてゐる。今日でも長行燈や門標等に、諸國商人御定宿などと書いてあるのは、それである。

あそん【朝臣】

姓の名。「あそみ」の音便。「あそみ」は吾兄臣の約言で、親愛を以て呼ぶ語である。又「あつそん」とも云ふ。古式に則る場合には、今日でも尙この稱を用ゐる。藤原朝臣某などと戸籍上の苗字を名乗らないで、「かばね」を冠するのが例である。宮中御歌會始の詠進には、役付の人々

は總て藤原朝臣とか、源朝臣とか、姓を稱するのを見ても分る。

あに【兄】 同じ親に生れた男子の先に生れた者、弟に對して云ふ。古くは兄を、え、せ、いろせ、このかみ、とも稱した。何等血縁の無い者をも尊稱して、兄と云ふ場合もあり、又は兄哥、兄弟子などと、同じ親分若くは師匠の許に先に入つて居た者を呼ぶ場合もあるが、民法上の所謂兄では無い。姉を義兄と呼ぶに對して、本當の兄を實兄と呼び、母を同じうする者を同母兄、異にする者を異母兄と、區別して呼ぶ場合も

ある。又、妾腹の兄を庶兄と呼び、嫡出の兄とは其の稱呼を異にする。實兄も庶兄も同じく兄には相違ないが、相續權は同一で無いのである。

あによめ【嫂】 兄の嫁、即ち兄の嫡妻義姉。姉婦。

あね【姉】 同じ親に生れた女子の先に生れた者。妹に對して云ふ。古くは「いろね」と云ひ、又尊んで姉御、姉上とも云ふ。兄哥に對して異性を姐御と呼ぶ言葉は、この姉御から生れたもので、敬愛の稱呼であるとしても、姉妹間のそれとは意味が違つてゐる

る。姉の呼び方は地方によつて異なるが、東京では兄を「にえさん」又は「おにえさま」と呼ぶに對して、「ねえさん」又は上品に「おねえさま」と呼ぶのである。又、料理屋などの女中を「ねえさん」と呼ぶ處から、それと混同するを恐れて、「ねえさま」と呼ぶ向もある。姉は、弟のある場合には家督相續が出来ぬ。倫常の上に於ては姉は弟の長者としての敬愛を受けるけれども、民法上に於ては弟が戸主たる場合、その戸主權に服さねばならぬことになつて居る。

あとめ【跡目】 父兄の家督に代ること、即

ち戸主權相續の場合、その戸主權を指す。「跡目を繼ぐ」「跡目相續」などと云ふに見ても分る。又、役人の後替り、師匠の名跡を繼ぐことにも云ふ。現今は「跡目を繼ぐ」と云ふやうな場合には、大抵民法上の用語の「家督相續」を以てするやうである。

あんねい【安寧】 安らかに治まつて、禍亂などの無いこと。康寧、安泰と同義。若しも禍亂などがあると、個人の幸福は奪はれ、生活は脅されて、著しく不安なものとなるであらう。然うした状態は、安寧とは反對の状態であつて、身體ならば病氣

に「つたと同然の、不安な症状なのである。身體が健康であれば、幸福、發展、成功等を期することが出来るやうに、社會、國家も亦安寧であれば、繁榮に赴くのである。

あんねいちつじよ【安寧秩序】 安寧と秩序のこと。憲法第九條に「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ」云々とあるに見ても、安寧と秩序とは相俟たなければならぬのである。別に、治安を保持すると云ふ言葉もあるが、やはり安寧秩序を保持することである。共同生活の精神を了解する者は、必ず此の安寧秩序の維持に努めねばならぬ。詳しくは

「ちつじよ」の條下に説明しよう。
あんらく【安樂】 心身安らかであつて、楽しいこと。個人的のもので、社會的の安寧とは別義である。

い
いうぎ【友誼】 友のよしみ。よしみとは、交りの親しみを云ふ。社會の一員としての我等は、廣く四海同胞と交際を結んで、互に親密にすることは望ましいことだが、實際に於ては、然う云ふ廣い範圍の交友は逆

も出来ないことである。そこで、比較的狭い範圍で知己を求め、互に往來して交際するやうになる。それが友達である。友達は單に友、又は朋友、親友、友人、學友などとも云ふ。同じく友達と云つても、遊樂を共にする、所謂遊び仲間もあれば、學校を同じうしたに過ぎない校友もあり。學級を共にした關係の級友もあれば、酒食の爲に交際する飲友達もある。その種別は少ないのであるが、日常往來して談笑を交換する程度の、遊び仲間や飲友達は、友誼を重んずる眞の友人と云ふには、まだ少から

ぬ距離がある。斯うした友達は得意の時は快樂を共にするが、困厄の日に憂苦を共にする事が出来ないから、一時的の娛樂の友虛榮の友、利慾の友に過ぎぬ。友人を損益兩面から見るとは、快樂本位の交友は、損友であつて益友では無い。益友とは、困厄の日にも憂苦を共にし、友義に厚い友人の謂である。又、眞偽の標準から見るとは、損友は即ち僞友であり、益友は即ち眞友である。眞友の間には、意氣の投合、人格に對する尊敬、喜憂を共にする同情、交際上の徳義を守ること等の條件を必要とする。

悪事を遂げようとして盟友となつたり、愛
慾の爲に兄弟の交を結んだりするのは、
交際上の正義に反する行爲であるから、友
誼と稱することは出来ぬ。眞の友誼は眞友
に對してのみ發生し、友人を心から敬愛し
て、親交を持續するに及んで、其の美を増
すものである。

いし【意志】 行爲を決定する力。精神作用
を分類して、知能、感情、意志の三つとす
るが、意志は即ち其の智情意の一つなる意
のことである。人間一切の行爲は總て意志
の發表であつて、鞏固な意志の作用が無か

つたならば、たとひ知識が豊富で、感情が
温雅であつても、それを實行の上に表はす
ことが出来ぬ。野卑な欲望を抑へたり、陋
劣な感情を制したり、悪を斥けて善を行は
せたりするのは、皆意志の作用である。克
己、忍耐、勤勉、獨立、節制、決斷等は、
何れも勇氣に基くものだが、その勇氣は、
鞏固なる意志に外ならぬ。意志の修養は、
處世上一日も缺くべからざるものである。

いちだい【一代】 (一)人の其の家に戸主
たる間のこと。戸主、即ち主人が死亡する
か、隠居するかに由つて、相續者が新に戸

主となれば、代が變つたとか、代變りにな
つたとか云ふのである。家族制度の我が國
にあつては、何十代、何百代續いて來たと
云ふことが、一つの誇となつてゐる。(二)
その代数を表す時は、代の上に、第を冠
して、第一代と呼ぶか、又は初代と云ふの
である。單に一代と云ふ場合とは意味が違
ふ。(三)戸主で無く、家元でも其の當主が
死亡するか、隠退すれば代が變ると云ふ。
其の家名を襲ふ者は、實子乃至養子の事も
あり、技藝の熟達して家名を耻かしめない
弟子の事もある。最初の一人を初代又は一

代目と稱し、順次二代目、三代目と云ふ風
に數へる。これも家を重んずる習慣から出
て來たのである。

いっしんとう【一親等】 自分から數て
一番血縁の近いもの。或は一等親とも云ふ。
血族關係の最も濃厚な者であるから、忌服
の如きも重いのである。親等の條参照。

いっしやうがい【一生涯】 生れてから
死ぬまでの間、即ち生命の有る間のこと。生
涯又は一生に同じである。畢世。一生涯の
事業を、畢世の事業とも云ふ。

いっせ【一世】 父子唯一代移つたこと。孫

は二世、曾孫は三世と云ふ。又、一生、一代の意味にも用ゐる。

いへ【家】

人類固有の性情に基いて成る團體で、親子兄弟姉妹など、血肉の關係ある者から成立つてゐる。多くは祖先以來、子孫を傳承して、生活の根據となつてゐるが、その現在の各員を家族と云ふ。家族の職業は必ずしも同一では無いが、家長によつて一家は整理され、愛護されて、統一を保つて行く。家長は即ち戸主で、家長の妻は即ち主婦である。家長夫婦は一家の中心であるから、敬愛恭謙の心を以て家族を率

る、各員をして互に其の分を盡し、協同の實を擧げさせるやうにすることが肝要である。個人本位の西洋諸國と、國體本位の我が國では、家に對する觀念が著しく違ふ。家を根底としての祖先及び子孫を考慮する我が國では、國家は一大家族であつて、各自の家は小國家であるとしてゐる。で、國家に對して盡すべき責務は家に對する責務とすることが出来る。従つて又、一家の盛衰は、國家の消長に影響するのである。即ち家は、市町村、郡、縣、國家の發達の基礎であるから、自分一代限のものとして等

閑にしてはならぬ。家名を重んずるは、やがて國家の榮譽を發揚する所以となる。祖先を尊崇する家族制度の家の組織の意義が國家を考慮することに由つて始めて明かになる。

いみ【忌】

祭事に穢れを忌むことから轉じて、今は普通に、喪中の時限の稱となつてゐる。忌中は神社に参拜してはならぬと云ふのも、穢れてゐるからである。忌中に官公衙學校其他に出勤せぬを忌引と云ひ、忌の期の果てたことを忌明と云ふ。忌が明けないが、命令に由つて出勤するを除服出仕

と云ふ。服の條参照。

いんせき【姻戚】

婚姻に由つて生じた親戚。即ち、嫁や聲の實家及び其の親類。姻族。

う

うけおひ【請負】

家屋建築、線路橋梁の架設、土工等の工事に、豫め期限、経費等を定め、其の一切の責任を負担して、得失如何に拘はらず必ず落成すべきことを契約して、仕事を引受けること。其の日その日

に雇はれて工作する、手間仕事に對して斯う云ふのである。民間には手間仕事が多いが、官廳のは大抵請負仕事で、公衆の競争入札に附して、然る後に落札するのである。請負は手間とは違つて、働きた次第で幾らでも儲かるのであるが、餘りに多く儲けようとする處から、往々不正を伴ふことを免れぬ。それは契約を裏切る所の悪心が働くからである。總て請負事業に對しては、期限を誤まらぬやう、不正を敢てせぬやうに、各自良心を以て事に當るべきである。

うけとり【請取】 代金、賃金、物品などを

受取ること。受納、受領、領收、皆同じ意味である。「何々を受取に行く」と云ふ受取は、それである。又、請取證、受領證書等と云ふべきを、單に「うけとり」とも云ふ。「うけとり」には、假證書と本證書とがある。商用上の受取の本證書には、相當の收入印紙を貼用することを忘れてはならぬ。署名捺印、又は收入印紙に消印を押すことは云ふ迄も無い。若し印紙を貼用すべき證書に貼用せぬ時は、效力の有無の問題は兎も角、印紙税法違反の罪に問はれるから注意を要するのである。

うちあはせ【打合】

豫め話し置くこと。豫談。むづかしく云へば豫備交渉。互に一事を實行するに當つて、手違ひを生じては不可いと云ふので、豫め談合を遂げるのである。打合せは、大體に止まるともあれば細目に互ることもあるが、手落のないやうに取極めて置かねばならぬ。手落は、手違ひの基であるから。

うちがみ【氏神】

氏の先祖を神として祭つたもの。氏とは家々の系統に隨つて、一族子孫相傳へて稱する名號である。上古からあるのは大伴、物部、蘇我等の諸氏、朝

廷から賜はつたのは源平、藤原、橘等の諸姓、後に子孫の蔓延するに及んで、其の居住の地名を採つて、北條、足利、織田、徳川等と稱した。藤原氏の先祖天兒屋根命を祀つた春日明神は藤原氏の氏神であり、源氏の先祖を祀つた八幡神社は又源氏の氏神である。今は俗に産土神を氏神と云つてゐる。その産土神を祭る地域に在るものを氏子と云ふ。敬神の念は、蓋し祖先崇拜に基くものである。

うったへ【訴】

事の曲直正邪の裁決制止を乞ふ爲に、官に訴へること。訴訟。告訴。

出訴。同じく訴へるにしても、警察署へ訴へ出る場合もあれば、裁判所に訴訟を提起する場合もある。又、警察署の告発によつて裁判に附される場合もあれば、裁判所の検事に由つて起訴される場合もある。が、何れも法律に照して審理されるので、その訴訟の手續も亦種々有るのである。「うつつたへ」は要するに、民事にあつては権利の確保が目的であり、刑事にあつては犯罪の剷滅が目的であるが、その濫用は慎まなければならぬ。

うんどう【運動】

めぐりうごくこと。轉じ

て、(一)身體を動かすこと、(二)畫策奔走すること等の義に用ゐらる。(一)は、體操、遊戯、競技、強壯術、身體鍛鍊の目的を以て行はれる室内、屋外、一切の運動を指すのである。運動は學校や軍隊に於ける體育の必要からばかりで無く、國民保健の上から缺くべからざるものである。殊に強壯術は、老少を問はず、職業の如何を問はず、その職業上の偏屈や疲勞を癒す爲にも、不老長生を保つ爲にも行ふべきである。(二)は、政治運動、社會運動、選舉運動、請願運動、秘密運動、民衆運動、示威運動

等の個人運動、團體運動の總てを包括する。社會公益の爲にする運動はいいが、團體的多數を頼んで強要する威嚇的行動や、利權獲得の運動などは、其の不正不義を敢てせんとする點に於て、排斥されなければならぬ。民衆運動も統制と秩序を失ふと、騎虎の勢に驅られて暴動化する場合が無いとせぬ。で、團體運動は、穩健著實を主とし、指導宜しきを得ることが肝要である。又、利權獲得の爲に、官公吏の間に運動して、賄賂を提供するやうな事があつてはならぬ。運動の性質は、既に勧誘、宣傳、説服

強要、威壓等を帯びて居るのであるから、行用の上に甚深の注意を拂ふべきである。

うんどうくわい【運動會】

體操、遊戯、

競技等の團體的操練、又は對抗試合のこと。遊戯、體操、野球、庭球等の會を陸上運動會と云ひ、水泳、短艇競漕等の會を水上運動會と云ふ。更に團體に依つて分つ時は、何々學校運動會、何々青年團運動會と云ひ、場所に依つて分つ時は、構内運動會、野外運動會と云ひ、季節を以て分つ時は、春季運動會、秋季運動會と云ひ、會合の目的を以て分つ時は、聯合會、大會等と云ふ。運

運動會は活潑の中にも統制があり、競争の中にも禮讓があり、對抗の中にも規律が無ければならぬ。勝つて胃の緒を締めるは勿論負けた腹立ち紛れに他を悪口誹謗するやうな、不愉快な毒瓦斯を發散してはならぬ。何となれば、運動會は衆と共に競技を樂しむにあるからである。

うんどつひ【運動費】

畫策奔走する爲に要する費用のことだが、運動に對する報酬をも含蓄する場合がある。又、操縦費、買収費なども、運動費と稱することがある。選挙に際して運動費を食ふと選挙違犯とな

り、請願に關する運動の爲に金錢其他の利益を收受し、要求し、若くは其の收受を約束すると處罰される事になつてゐる。

え

えいげふ【營業】

すぎはひ(世過ぎに營業)と云ひ、なりはひ(生業、即ち農業を元として、總て人の生活とする業)とも云ひ、家業、渡世の意味に解されて居たが、現今では農業を除いて、物品販賣、製造、其他の家業を指して居るやうである。營業は文

字通りに解釋すれば、業を營むことであつて、一切の生業、渡世の爲の職業を包括すべきであるが、今日の所謂營業はその範圍が縮少され、意味が限定されて用ゐられるのである。營業税の條参照。

えいげふせい【營業税】

一定の率を定めて、營業者に賦課する税金。茲に營業者と稱するのは、物品販賣業、銀行業、保険業、無盡業、貸附業、製造業、運送業、請負業其他である。營業税法及施行規則と云ふのがあつて、課税の標準、手續等を明かにしてゐる。

えいさう【詠草】

和歌の草稿。

えいぶん【叢聞】

天子の聞かせ給ふこと

「叢聞に達す」

えいらん【叢覽】

天子のみそなはし給ふこと。御覽の敬語。叢覽に供ふ

えいりよ【叢慮】

天子の思召。

えうねん【幼年】

幼き年。いとけなきこと。

人生を身體及び精神の發達の上から、兒童期、壯年期、老年期の三期に分つと、幼年は即ち兒童期に屬する。兒童期は又、幼年期とも云ふ。一歳から十四歳頃までを指すのだが、幼年期を更に赤兒、幼童、少

年の三種位に分けることが出来る。幼年期の下半期に入ると、早熟な者は心身に大なる變化があつて、青年らしくなる。普通に幼年と云へば、學校教育の上から云ふと、尋常科在學程度の者を指すのである。

えっけん【謁見】

面會の敬語。まみゆること。面謁。接見。「大統領に謁見す」

えんか【縁家】

婚姻の系統で、由縁ある家。即ち縁續きの家。姻戚。親屬。

えんかく【沿革】

世態の變遷推移。東京府の沿革と云へば、往古から今日に至る迄の東京府の變遷を云ふので、つまり地理上、

歴史上、行政上の由來變革である。兵庫縣の沿革と云ふも、其他府縣の沿革と云ふも亦然うである。各府縣の沿革は、皆それぞれ異なつた傳説的背景と、歴史的色彩を持つて居て、幾度か行政上の變革を経て來たのである。我が郷土の沿革を知ること、我が家の系圖を知り、我が國の歴史を知ると同じく必要である。

えんだん【縁談】

縁組の相談。議婚。嫁娶双方の両親若しくは親戚間の協議の場合もあれば、媒酌人から他の一方に相談を持ち込まれる場合もある。その形式の如何を問

はず、結婚に就ての談は、縁談である。

えんづく【縁付】

嫁ぐこと。他家に嫁入るに云ふ。聿を取ることは、譯は同じである。つても、縁付いたとは云はぬ習慣となつてゐる。女は必ず他に嫁するものと極まつて居るので、縁付くと云へば嫁入ることを指す言葉となつたのである。併し、民法上では縁付くことを婚姻と云ひ、養子に對してのみ縁組若しくは離縁の語を用ゐて居る。

えんにち【縁日】

神佛の降臨、示現などの日で、參詣するに有縁なる日を云ふ。町内の稻荷、地藏、金比羅、毘沙門等の祠堂

の毎月の例祭日には、夜店などが掛かつて非常な賑ひを呈する。縁日商人の稱呼すらある程である。

えんべん【縁邊】

縁家に同じ。姻戚。

お

おくてう【億兆】

數の億と兆とより轉じて、(一)限無く多い數、(二)萬民、と云ふ意味に用ゐられるに至つた。教育勅語に「億兆心ヲ一ニシテ」と仰せられたのは、萬民心を合せての意味である。萬民も矢張

億兆と同じく、無限無い國民を指して云つたのである。

おくりじやう【送状】 他に送る荷物に添

へて、其の品目個數等を記したかきつけ。運送店では荷物と共に届先に持参し、汽車便又は小包郵便などで發送する時は、別に封書又は葉書で差出すのが例である。前者は送状、後者は送荷案内状と云つて居るが、たとひ名稱は異なつても其の性質は同じである。

おなり【御成】 出て行くことの敬稱。お

出ましになる。お出ましあらせらる。官方が

攝家、將軍、公方に云ふ。今日は、皇族に對してのみ云ふ。閑院宮殿下の御成。三女王殿下庭球大會へ御成。

おひめ【負債】 金銭を借りて、返済すべき責を負ふこと。借金。借財。

おほえがき【覺書】 (一)後の記憶の爲に

書き止めて置くもの。(二)後の證據とする爲に、協議事項を書き止めて、互に署名捺印して交換し置くもの。個人間の約束にあつては、契約書迄でも無いとして覺書を作成し、國際間の協定にあつては條約面に現はす迄でも無いとして覺書を交換するので

ある。名は覺書であつても、一種の契約文書であり、外交文書であるから、精確且明瞭に記載することを要する。

おほえちやう【覺帳】 後の記憶の爲に書き記して置く帳面。手帳。ノートブック。備忘録。

おほきみ【大君】 天皇の稱。又、諸王のこととも然か稱する場合がある。

おほくらしやう【大藏省】 財務及び會計事務を統理する官廳。各省豫算の編成は、各省に於てするのであるが、これを調理按排して、歳出入豫算を集大成するのは大藏

省の任務である。理財、主計、主税、銀行の四局がある。

おほくらだいじん【大藏大臣】 大藏省の長官。親任。藏相。

おほにへ【大嘗】 大嘗の義。大嘗祭に同じ。

おほやしまぐに【大八島國】 大日本帝國の舊稱。大八州とも云ふ。我が版圖。古は淡路島(今の淡路)秋津島(即ち本島)伊豫の二名島(即ち四國)筑紫島(即ち九州)壹岐島(今の壹岐)津島(即ち對馬)隱岐島(今の隱岐)佐渡島(今の佐渡)の八島であつたから

新く稱したのである。文武天皇即位の詔に、「天皇が御子のあれまさむ彌繼々に大八島國知らさむ」とあり、其後の詔書の例式には、「御大八州天皇」とある。「御」は「知らす」と同じく、統治の義である。即ち大八島國は、世々の天皇に由つて統治され、天皇は又公、民を恵み給ひ撫で給ふことを傳國の大訓として、八洲の臣民に君臨されたのである。

おや【親】 自分を生んだ人。男を父親、女を母親と云ふ。又、先祖を遠つ親と云ふ。

おやこ【親子】 親(父母)と子(伴や娘)の

こと。單に父子を指すこともあり、又、母子を指すこともある。親は慈愛を以て子を養育し、子は親に對して恩愛を感じ、孝道を盡すのは、人性の自然に發するもので、絶對無限の至情である。孝は百行の基と云ふ、それは、家族制度の我が國に於てのみでは無いが、殊に君民の關係の厚い我が國に於ては、忠孝を不可分のものとして、孝道を重く見てゐる。孝道は親の恩に對する子の報酬では無くして、その至情に基づくのである。孝道を盡すには、體養と心養とがあつて、就中心養を重しとする。即ち子

たる者は、十分の誠意を捧けて、父母の訓誨や命令に服従して、不快の色を表はさぬやうにするのが心養である。が併し、從順は盲從では無い。愛敬を主とするのであるから、親が若し道義に背反したり、國法を無視したりするやうな行爲があるとか、縦令それ程の事は無くとも、到底實行し難い命令を下すやうな事が有つた場合には、己れの所信を述べて、それを諫止すべきである。父母を諫める際は、語氣を荒くして抗争するやうな事無く、溫顔と善言を以てすべきである。親子の不和は、愛を敬とを失

つて、亂に終る處から生ずるのであるから父母が己れの精神を理解せぬからと云つて怨恨を以て報ゆるやうな事が有つてはならぬ。親の子に對する道は、慈愛を以て養育し、身分相當の教育を施すは勿論、我が子を私有物のやうに取扱ふことを避けねばならぬが、子も亦相當の教育を受けて成人した以上は、獨立自營の道を講じて、何時までも親の脛を嚙つて居るやうな事ではならぬ。徒らに父母の財産に衣食して、懶惰に日を送つて、父母の心を安んぜしめないのは、所謂不孝の子である。忠孝一途の我

が國にあつては、不孝の子は又、君に對して不忠の臣となるのである。で、親は子の愛に感溺して、教養の方法を誤らぬやうにし、子は又親に孝道を盡して、その老後を慰安すると云つた調子で、親子共に其の本務と本分を守るべきである。實子の條参照。

おやかた【親方】 (一)恩義ある人で、親と仰いでゐる人。親分。(二)職人や労働者の上に立つ者。大工の親方、即ち棟梁。土工の親方。町の親方、即ち顔役。高の親方。(三)兄のこと。東北地方及び備前地方の地

方語。

おやだま【親玉】 上長、頭首、巨魁又は首魁のこと。又、物品に對して「安植の親玉」などと稱することもある。

おやぶん【親分】 假の親。親と頼む人。親方と同義にも用ゐらる。子分(乾兒)に對して云ふ。封建時代の傳統で、多く市井の無頼漢の其の統領を呼ぶ敬稱であつたが、立憲治下の今日、政治家、代議士等にも親分子分の關係を結んでゐる者がある。公民として反省すべきである。

かか

かいあく【改悪】 改めて善くならなければならぬ善なのに以前よりも却て悪くなることがある。それを皮肉に斯う云ふのである。改善に對する言葉。生活様式、諸種の計畫、官制、規則などの改善に際して、文字通りの改善が出来ず、思慮分別の足りない處からして、改悪の結果を來すこと、往々あるものだから、總て物事を改める場合には、最善の研究と周到の用意を以て遂行

せねばならぬ。輕卒な改善は、必ず改悪の非難を受ける。浮薄な流行を追ふことを以て、生活様式の改善だと心得るの類は、その一例である。

かいかく【改革】 改め革へること。改め革へると云ふ以上は、前よりも善くすること、即ち「より善くすること」でなければならぬ。改善、改良などと同意義に用ゐられるが、廓清、更新などの意味にも用ゐられる場合がある。例へば、制度改革は改善の意味であり、農村改革は改良のことであり、弊風改革は廓清の義であり、幹部改革は更

新のことである。又、陋習打破も同じく改革であり、省内革新も改革である。總て不合理を合理化し、古くて悪いものを除却し空気を一新するのが、改革の目的である。急激な改革には破壊が伴ふが、併し破壊は改革の目的では無い。より善く建設するこゝとで無ければならぬ。家屋に就て云へば、改善や改良は修繕乃至塗替程度のものであるが、改革は更に一步を進めたもので、其の感じから見ると、すつかり骨ばたきをして、新しいものにする事である。併し、姑息な改革もあり、穩健な改革もあり、徹底

たけれども、それは士農工商雑多非人等の職業的因習が打破されて、生活の自由を得たと云ふに過ぎないので、依然として階級制度の下に在るのである。臣民の族籍には華族、士族、平民の別がある。又、位階勲等の差がある。文武官の待遇には、親任、勅任、奏任、判任の差別があり、俸給制度には等級がある。個人の信用よりも、以上の條件によつて地位身分の定まる場合が多い。併し、己れの地位身分を笠に着て、權威を揮ふやうなことをすると、民衆の激昂を招いて、輿論の反抗を受けるから、その

的な改革もあるから、一樣には云へないが改革の目的からすれば、改革に徹底しない改革は、改革では無いのである。改革の逆戻は、更に情弊を深めるものであるから、注意せねばならぬ。

かいきふ【階級】 品。位。きだ。段。等級。段階。

かいきふせいど【階級制度】 官民の階級差等の有る制度。社會組織の平等無差別で何等階級を設けることの無い制度、即ち無階級制度に對して云ふ。我が國は明治維新以來、四民平等の觀念に基く制度が施かれ

差等を誇示することを避けなくてはならぬ。近時、階級制度に就て非難の聲があるが、又この制度を支持する者は、職業には貴賤の別が無く、人間の價値は、其の職業に忠實に勤勞する程度によつて定まるものだが、社會組織に在つては、平等の中に差別のあるは已むを得ないことである。何となれば、若し國民が總て平等であつて、上下貴賤の別が無かつたならば、人々は自然に怠惰に流れ、奮發心を喪つて、努力勤勞する者が減少するばかりで無く、綱紀頹廢して、社會擾亂の巷と化するからである。

畢竟階級は社會及び國家に對する功勞の表彰であつて、その地位と身分を獲得する爲には、國民各自奮勵することになるからこの制度の特色は尊重せねばならぬ、と斯う云つてゐる。

かいきふとつさう【階級闘争】 上の階級と下の階級と争ふこと。人民に對して、貴族は特權階級であり、勞働者や小作人に對して資本家や地主は特權階級である。借家人と家主との關係も、稍これに類するものである。特權階級は人間的優越を誇負する階級であつて、その反對に立つ者は虐け

られる階級である。この虐けられる階級が社會組織や經濟組織に不満を抱いて、己れの地位を優越階級と同一水準にまで高めんとし、若くは利益の均等な分配に與らんと爲に、その權利と利益を主張する。其處に階級闘争が生れるのである。勞働者は勞働同盟を作り、小作人は小作人同盟を作り、同盟の結束力を以て、資本家や地主に要求する。それを普通に争議と云つてゐる。まだ階級戦の道程にあるものだが、愈々要求が容れられぬか、妥協に結局するかせぬと直接行動を取るに至つて、遂に白熱化する

のである。要求にも、正しい要求もあり、不當な要求もある。要求する者は正しい要求を以て懇談し、その對者も亦無下に斥けずに考慮して、互に階級的親和を圖るべきである。階級戦は相互の損失であり、又公益に反することが多い。

かいぐん【海軍】

海上防備の爲の軍事的施設。各種の軍艦、兵員等は、其の主成分である。茲に海上防備の爲と云ふのは、一國の海防を指すもので、決して他國を侵略し、征服するの意味では無い。外敵の襲來に備へるのが目的である。近時、海軍縮少

の約が、世界強國の日英米佛伊の間に結ばれ、その主力戰艦に制限を加へて、現勢維持の比率が協定された。これ各國が競うて海軍擴張をやり、國帑を浪費するの愚を悟つて、其の對抗の勢を緩和しようとするのである。即ち海上の覇權を握らうとする爲に二國以上の衝突する場合を想像して、その恐ろしい災禍から免るべく、海防を實際の海防の必要限度に留めようと云ふ趣意に出でたのである。英米の二國が眞に野心を去り、世界征服の慾望を捨て、人種的憎惡を擲つて、この協約に従順ならば、

更に、より以上の海軍縮少が實行されて、世界平和の爲に貢献する處が少くならず。海軍は外敵の襲來を豫想する爲に施設され、一國の獨立の體面を保つ爲に重要視される。が、平時に在つては、通商貿易を保護する任務を持つものである。

かいぐんしやう【海軍省】 海軍に關する軍政事務を管掌する所。即ち海軍の行政機關であるから、軍令には干與せぬ。作戦用兵の事は、別に海軍軍令部に於て司ることに定められてある。

かいぐんだいじん【海軍大臣】

海軍省

の長官。親任。海相。中將以上の武官を任用する特例になつてゐる。内閣組織の際に陸軍大臣と共に暗礁又は難關を以て目されるのは、この武官制の特例がある爲である。

かいぐわい【開會】 集會を開くこと。會の種類には、協議會、評議會、演說會、講話會、講習會、宴會、茶話會、等あるが、何種の會合に拘はらず、會を開くことが即ち開會である。開會には、日時、場所、來會者の資格、會費の有無、性別、其他の條件なり、制限なりがある。普通の會合は隨意に開き得るが、政治上の集會例へば政

談演說會や、民衆大會のやうなものは、警視廳又は警察署に届出て、許可を得なければならぬ。興行又は興行類似の集會も亦届出でなければならぬ。普通の會合に於て、開會の時刻に至るも、會員が却々出揃はないので、お互に困ることが往々ある。これは違約と云ふよりも寧ろ時間の斷引をする所から生ずるのであるから、時間を重んずる習慣をつける事に由つて救ふより途が無いのである。開會の時刻を守ることは、自他共に愉快であり、又時間の浪費を防ぐことが出来る。

かいぐわい【海外】

海の外、即ち外國の

意である。我が國は海洋中の孤島であるから、他國は總て海の外に在るものと觀察する。海外に對して、自國を海内と呼ぶのを見ても、それが分る。外國に行くことを、「海外に遊ぶ」とか、「海外に航す」とか云ひ「遠く」の二字をすら冠するのである。

かいぐわいはつてん【海外發展】

海外

に發展すること。發展には、伸びて行く、膨脹、活躍などの意味がある。國力を海外に張ることであつて、諸國の領土を侵略することでは無い。海外發展の方法には、航

路を擴張すること、貿易を盛んにすること
移民を奨励すること等がある。明治維新前
の鎖國退嬰の夢から覺めて、開國進取の方
針で以て國威を海外に發揚した以上、諸外
國との交通を頻繁にし、北にも南にも伸び
て行く必要がある。航路の擴張は、海外發
展の第一歩でなければならぬ。輸出が減少
して、輸入超過を來すと、財政状態が面白
くなくなるから、國力が次第に衰へる。國
力を培養するには、生産業を盛んにして、
市場を海外に求めることで無ければなら
ぬ。貿易の盛衰は、實に國家の興隆に關す

るのである。我が國は國土が狭い上に、人
口の増殖率が高いから、海内だけでは生活
することが出来ないから、勢ひ海外に移民
して、共食ひを避けるやうにせねばならぬ。
海外發展の要は、然うした過剰人口移植の
必至の勢に迫られても居るのである。

かいげん【改元】 しまりのつくこと。紛
糾した事件や、内訌などが、その状態から
免れることの出來たのが解決である。俗に
片が付いたとも云ふ。解決には、和解によ
つて圓滿に收拾される場合と、泣寝入にな
つて未解決の儘に解決のつく場合と、喧嘩

別れになつて内訌が解決する場合と、裁判
に依つて解決を見る場合とがある。又、紛
擾の仲裁に際しては、双方の主張を聽いて
解決點を見出し、然る後に誠心誠意を以て
解決の勞を取るべきである。解決は相互の
讓歩に由つて、平和の裡に解決するのが望
ましいことである。

かいげん【開業】 業を開くこと。生業を
始めること。即ち營業開始。その爲に舉げ
る式を、開業式と云ふ。開店。開業披露。

かいげん【改元】 年號を改めること。古
昔、帝王の代替りの年に、改めて元年を稱

したので、改元と云つたのだが、後には年
號の改まつた第一年のことを元年と稱する
に至つた。元年から二年、三年と數へて行
くのである。我が國では孝徳天皇の元年始
めて大化と云ふ年號を定め、五年の後白雉
と改めてから、年號を改めることが改元と
なつた。其後五代の間に、朱鳥四年あつた
ぎり年號が無かつたが、文武天皇の七年
に大寶と云ふ年號を定めてから、それに倣
つて歴代年號を稱することになつた。併し
一代一元の制では無いから、即位の時は云
ふ迄もなく、祥瑞、災異等に會ふ毎に、改

めて其の年に名づけた。明治元年に至つて始めて一世一元の制を定め、明治二十二年發布の皇室典範に依つて、その制が確立して動かぬことになつたのである。踐祚の後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とある通り、改元は即位の後では無く、踐祚の後に行はれるのである。明治元年の定制と云ふのは、即ち明治元年九月八日の布告を指すもので、その布告には、「今般即位御大禮被レ爲レ濟先例の通被レ爲レ改三年號一候就テハ是迄吉凶之象兆ニ隨ヒ屢々改號有レ之候へ共自今御一

代一號ニ被レ定候依レ之改ニ慶應四年一可レ爲ニ明治元年一旨被レ仰出候事」と斯う書いてある。明治と改元されたのは即位の後であるが、典範のは踐祚の後とあつて、其處が違ふだけである。今上天皇は先帝崩御の後、直ちに踐祚し給ひ、元號を大正と改められた。かいこん【開墾】 荒蕪地を切り開いて、田畑とすること。下水溝や用水堀の疏通、區劃整理の如きも亦、開墾事業に伴ふのである。かいさん【解散】 (甲)集會に強制を加て

解散すること。(イ)演説會、集會等に、安寧秩序を紊すが如き不穩の言動ある時は、臨監の警官が其の演説を中止し、解散を命ずる。又、群衆の集會、示威行列等に對しても、警察力を以て解散を命ずることがある。以上は、治安警察法を適用しての解散である。(ロ)府縣會、市會の解散。一は内務大臣、一は府縣知事の命令に依る。(ハ)議會の解散。衆議院が政府提出の重要案を否決するか、政府彈劾上奏案又は不信任決議案を通過する場合には、政府は其の信任を輿論に問ふ爲に、衆議院を解散する。議

會の召集及び解散は至尊の大權に屬することとは、憲法の規定する所であるから、時の首相は解散の已むなき所以を奏請して、勅裁を仰ぐのである。衆議院の解散と同時に貴族院は停會し、總選舉に當選した新議員は、解散の日から五個月以内に召集される事に、憲法に規定されてゐる。普通に解散と云ふのは、この議會の解散を指すのである。(乙)自發的に解體すること。會社の解散の如きは、それである。かいざう【改造】 改め造ること。造り直すこと。新造、創造に對して云ふ。現在に

不足や不満を感じて、より善いものを胸に描き、それを現實にしようとする所謂理想を實現しようとするのが、改造の心理である。改造には、自己改造と社會改造とがある。一は理想の自己を、他は理想の社會を、實現せんとするにある。併し理想は一日實現されると、更に他の理想を描いて實現しようとするから、理想は無限に發展する。従つて、一の改造は、更に他の改造を生むから、改造も亦際限なく行はれるのである。自己の進歩も、社會の發達も亦其處にある。自己は即ち個人であり、社會は個人

の集合體である。社會の改造は、宜しく個人の改造に出發すべきである。個人の改造は、先づ自己の缺點を改良することである。次に、自己を社會に適應すべく改善することである。更に諸種の美德と圓滿な品性を具備するやうに修養することである。唯茲に注意すべきは、社會に適應するの意味であるが、これは輕々しく嗜好に迎合することでも無ければ、流行思想に感染するの謂でも無く、徒らに舊弊を墨守して、大勢に順應することを忘れてはならぬ事を云ふのである。例へば、社會思想が發達して

社會奉仕の尊重され、社會事業の施設される今日、相變らず天保時代の考を以て否定するやうな、舊套を被つた自己を改めて、社會生活の興味に生きるやうに、修養することである。社會順應は固より批判的であつて、徒らに流行に追隨してはならぬ。要するに自己の改造の根本義は、自己の價値を認め、自己の人格を尊び、自己存在の意義を完うすることであり、それを他人に及ぼすに於て社會的意義を生じて來る。社會の改造は、社會制度の改造や、社會組織の改造や、經濟組織の改造を指す。個人の

改造を待つて、始めて能くすべきものなること勿論である。

かいせい【改正】

改め直すこと。より良くすること。事業としての改正は、不斷の事業である。一度改正したことも、より良くするには、更に改正を要する。經費其他の事情に制されて、心ゆく迄の改正が出来ない場合には、或程度までの改正に止めることがある。姑息的な改正にしても、改正しないよりはいい。改正の理想は、人間の不斷の努力に待つより外に無いのである。「制度の改正」「市區改正の事業」等は、正に

改正であるが、又「料金の改正」「改正定價」などと、値上若くは値下の場合にも、改正の文字を用ゐる、がこれは少しく妥當を缺く、宜しく「改定」とか、「變更」とかすべきである。單に「改めた」とか、「更へた」とか云ふに過ぎずして、「正」の實が無いからである。

かいぜん【改善】 より善く改めること。

改過遷善の義。「生活の改善」

かいたく【開拓】 (一)新に荒蕪地を開いて田畑を起し、住民などを移植すること。開墾事業。「北海道開拓」(二)單に、きりひら

く、と云ふ意味にも用ゐる。「新領土の開拓」「新生面を開拓する」等。

かいぼう【海防】 一國の海岸又は海上の防備。外國軍襲來を豫想して、それを防禦する爲に軍艦、砲臺、航空艇等を設備するを云ふのである。四面環海の我が國にあつては、殊に海防を嚴にするの要がある。假想敵國を設けて、海上の國際競争をなすは、素より好ましいことでは無いが、まだ世界の平和が確保されず、動もすれば獨立の體面を汚されんとする虞ある今日、俄かに無防備の防備に徹底することは出来ぬ。

裁を受ける場合が無いとせぬ。解約には相當の理由を要し、相互の諒解の上に爲すことを要する。而も適法の手續を経て結ばれた契約は、適法の手續に依つて解除せねばならぬ。社會共同の生活にあつて、自分だけの無理を押し通さうとするの誤は、この解約の適法な手續を要することに由つても知ることが出来る。

軍國主義的の擴張は避くべきではあるが一國防備上の海防は、相當程度に必要であること、何人も異論の無い所であらう。如何に海防を嚴にするがいかからとて、國家を破産に導くやうな海防は、却て一國の存立を危くするものである。だから、海防の必要は、その必要限度に於て必要なのであることを忘れてはならぬ。

かいはく【解約】 約束を解くこと。契約解除。縦令口約でも、一旦約束した以上、

謂はれなくそれを蹂躪することは出来ぬ。徳義上の問題たるは勿論、時に法律上の制

かいはく【改良】 改めて良くすること。

物の缺點短所を改め直すこと。「農具の改良」「製絲の改良」等。改正、改善の條参照。
かいろ【海路】 うみのみち。地上に道路が

あるやうに、空中には飛行艇の航行する空路があり、海上には船の行く海路がある。船路、又は航路とも云ふ。汽船や軍艦が外國に航海するにしても、近海を航行するにしても、その海路は一定してゐる。若し其の海路を誤ると、暗礁に衝突するとか、淺瀬に擱坐するとか、不測の禍に遭遇するからである。

かいるんしき【開院式】 帝國議會の開院式は、貴衆兩院同時に貴族院に於て舉行されるのが例になつてゐる。召集の日に、貴族院は抽籤を以て議員の部屬を定め、部長

及び理事を選挙して、貴族院の成立を告げ衆議院は先づ正副議長を選挙（總選舉直後の議會に限り）し、次で議員の席次（黨派別）及び部屬を定め、部長及び理事を選挙して、衆議院の成立を告げ、其の旨を政府及び貴族院に通知する。更に詔勅が下つて帝國議會の開會を命ぜられる。召集から開院式までに、四五日の間隔はある。開院式には、天皇陛下貴族院に親臨（現今は攝政宮殿下）されて勅語を賜ふ。（御都合により親臨されぬ場合には、内閣總理大臣代つて勅語を朗讀する。式後、兩院は會を開いて

奉答文を讀し、宮中の御都合を伺つて、兩院議長各別に捧呈する事になつてゐる。奉答文に對しては、「朕貴族院（衆議院）ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ニス」と云ふ勅語を賜ふ。勅語は、議長に依つて議場に朗讀されるのである。

かうさい【交際】 つきあひ。朋友よりは軽い意味の、一般的の交りを指す。隣近所のつきあひは、交友と云よりも寧ろ交際である。然う交りは深くないが、朝夕の挨拶は交換する。祝賀弔問ぐらゐはするが、それ以上に進まぬのである。嫉視反目は交際の

義に反する。互に禮讓を失はず、信義を以て接することが肝心である。隣近所のつきあひを更に廣く社會化したのが社交、國と國との交りにまで及ぼしたのが國交である。交際を性別にしたのが男女交際、階級を撤廢したのが無階級の交際、無禮講なども一種の交際である。社交術などと云つて、交際が技巧化されて來たが、餘りに巧緻に失して、輕薄に流れるのは望ましくない。社交上の言語態度の洗練は、他に好感を與へる爲に必要だが、それも技術となつては面白くない。交際は一場の娛樂では無く、心

と心との繋がり合ひで無ければならぬ。趣味の交際は、交際の醇化である。

かうだう【孝道】 父母に孝を盡すの道。

孝行。孝養。孝心。親子の條参照。

かうちせいり【耕地整理】 在來の不規則な田畑を、規則的に整へること。即ち、三角や五角や、楕圓の形狀の耕地を、可成的耕耘に便するやうに方形なり、長方形なりに區劃整理し、其の間に一間半なり三間なり、又はそれ以上の幅員ある道路を通じ、溝渠を改修して灌漑に便し、併せて交通の便も圖り、將來の發展なども考慮の中に入

れて整理するのである。費用は、市町村の負擔であつて、耕地所有者には整理前の所有地を與へるのが原則だが、不足分に對しては換地、又は相當の買収金を交付するのである。この換地其他に就て、各自の不満は免れないであらうが、公共の利益の爲に忍ぶのが、公民の道義である。この耕地整理は、總て耕地整理法に準據し、各市町村に於て組織的に行はれるのである。

かうつう【交通】

ゆきかひ。彼我往來するのを云ふのであるが、往來に必要なものは道路である。道路には、隣人と往來する

路次もあれば、捷徑もあり、田畑の間に通する細徑もあれば、原野を貫通する野路もあり、隣村乃至隣郡への大路、小路もあれば、天下の大道もあるのである。天下の大道を往還と云ふのは、人々の往來するの義である。住民が多ければ交通が頻繁になり人智が進むに従つて交通を便利にする方法を圖る。即ち河川には渡船、又は橋梁を設けて、道路を延長するの類である。人々が相交通することに由つて、各自の見聞が廣くなり、各地の物産が交易され、固陋な風俗習慣も改まつて、生活の向上を來たすの

である。單に足で往來するのみで無く、文書を以て通するものも、矢張交通である。文化の發達に伴うて、交通の方法もより善く改められ、追々に便利になつて行く。最初内國に止まつたものが、外國とも交通の便が開け、更に科學の進歩は其の便を助けて國境を可成的近接しようと努めて居るのである。それに従來在つた處の交通用の路面、船舶、橋梁等に就ても改善を加へられ、より以上に便利な交通の機關さへ發明されてゐる。國と國との交通は一國文化の上に非常な影響を及ぼすものである。今日では何

人も鎮國を唱へる者は無いが、若しそれを敢てするならば、我が國民生活が多大な脅威を蒙るだらうことは火を暗るよりも明かである。海外交通の振不振は、常に學問技藝の發達に影響するばかりでなく、家の盛衰に關係するものである。

かうつうきくわん【交通機關】 ゆきか

ひの仕掛物とでも訓すべきだらうが、それでは却て分り難くもなるし、感じも出ないから、茲には、交通に必須な機關、又は交通を助成する器械力、と解釋することにす。原始時代には大抵徒歩であり、偶ま牛

馬の背を借りたに過ぎなかつたが、稍發達するに従つて舟車の便に由る事となつたのである。殊に近世科學の進歩、文化の發達と共に、交通機關が整備されて、陸にあつては、軌道を轆走する汽車、電車、輕便鐵道、馬車鐵道や、路面を快走する自動車、勢力を占め、海にあつては汽船、空中にあつては飛行機が重寶がられると云ふ風に、速力の早いものが採用されるのである。交通機關は、他面から見ると、旅客輸送機關であると共に貨物輸送機關であり、又郵便物を搭載する點から見ると、通信補助機關

でもある。今後益々發達するに従つて、馬鐵、輕鐵、汽車等が廢れて、電車、自動車、汽船、飛行機より以上のものが發明されて採用されるか、在來の機關が改造されて、交通の距離が益々短縮するに相違ない。交通の不便を感じながら、それを其儘に放置するのは文明人の耻辱であるから、經費の許す限、人力の能ふ限、交通機關を整備すべきである。近時鐵道線路に障害物を横たへて、汽車の轉覆を圖る弊風が増長したがそれは縱令惡戯にしても、交通を阻害する憎むべき野蠻な行爲である。交通機關の運

轉に従事する者にも亦亂暴な行爲を敢てする者があるが、これ等も交通發達の爲に自ら省みて矯正すべきである。

かうつうだうとく【交通道德】 交通上

の德義。實際上の德義の必要なるが如く、行人間にも相互に德義を守ることが必要である。それは行人の混雜を避ける爲にも、交通機關の衝突を防ぐ爲にも、交通の至便を享受する爲にも、大切な事なのである。交通上の事故の多くは、行人や交通機關の運轉手が、交通道德を無視する所から生ずる。だから、行人は己れの生命を愛護する

爲にも、行人の妨害とならぬやうに道を開く爲にも、交通道徳を守つて左側通行を厲行し、車馬は道路の中央を進行するやうにしなければならぬ。軍隊は往々長い隊列を組んで、長時間に亘つて行路を遮断したり狭い村道を二騎駢列して疾馳したりするところがあるが、これ等も交通道徳を守つて機宜に處する方法を講ずべきである。又、自動車が特別に警察署若くは交番の許容を得て、車體で塞がるやうな隘路に乗入れることも、交通道徳上からは遠慮すべきである。實際人道車道の區別の無い狭い道路に

あつては、左側通行の厲行が覺束なく、却て其の爲に危険を醸す虞があるから、道路の幅員を擴張することが、今日交通道徳を維持する上に於ての急務で無ければならぬ。殊に都市の郊外にあつて、僅かに一間や二間の通路を設けて、多くの家屋を建築するが如きは、或意味から云へば交通道徳の破壊である。最初は不自由も感じないかも知れぬが、數年後市街を成すに至つた時、逆も整然たる行進が出来るもので無い。勢ひ臨機に自由行動を取つて、身をかはしたり、左に跳び右に躍ねたりして車を避け、

水溜りを越えなければならぬのだから、左側通行の厲行が出来ぬ管が無いのである。道路の幅員と路面改良が、如何に交通道徳を維持する上に必要であるかを思ふならば、各人奮つて道路整理の任に當るべきである。

かうふく【幸福】 さいはひ。好運。幸福には、精神上と肉體上の二方面がある。一は精神の健全なことであり、一は肉體の健康なことである。幸福の標準を單に貧富の上に置く人があるけれども、金持だから幸福だとも云へないし、又、貧乏だから不幸

だとも云へぬ。貧に處して晏如たる幸福人もあれば、富んで苦しんでゐる不幸者もある。貧乏で苦しんでゐる者から見れば、金持で旨いものが食へて、遊ぶことの出来るのが幸福かも知れぬが、富んで苦しんでゐる者から見れば、夫婦共稼をして、子寶を澤山持つて、水入らずの生活をしてるのが美しく見えるかも知れぬ。併し、何れにしても羨望は、自己彈効を意味するもので、精神不安の状態にあるのである。個人の幸福は、精神の健全と肉體の健康とに由つて得られるけれども、社會の一員として生活す

る以上、社會との交渉が生じて来るので、個人
の幸福が、社會的不安の脅威を受けること
がある。例へば、暴動や戦争に由つて、
幸福が蹂躪されるやうな場合である。臣民
の幸福を國家的見地から解釋すると、國家
の安寧秩序が維持され、臣民の服従がよく
行はれ、ば、國家の基礎が鞏固となり、従
つて臣民の幸福が増進されるのである。す
ると、臣民の幸福は、國家の繁榮と一致す
べきものである。けれども、國家組織の上
に缺陷があると、個人は平等に物質上の幸
福に均霑することが出来ぬ。そこで精神の

幸福が力説されて、相殺される事になるの
である。然う難かしく考へると、絶對の幸
福は容易に得られぬ事になるが、併し、生
活の安定を得て、命ぜられた義務を守り、
與へられた權利を主張することが出来て、
人としての生存を辱かしめなければ先づ以
て幸福とすべきである。それには、やはり
精神の健全と肉體の健康を要するから、物
質上の多寡、地位上の高下よりも、その二
つを幸福の要素とすべきである。

かうの(行爲) しわざ。おこなひ。精神作
用中の「意志の發表」を云ふ。行爲には、善

い行爲、正しい行爲もあれば、悪い行爲、
不正な行爲もある。法律に反した行爲を不
法行爲と云ひ、徳義に戻つた行爲を不正行
爲と云ふ。意志が弱くて、感情に走ると、
得て善惡の標準を誤るものである。正善の
行爲は、人の人たる道であることを忘れて
はならぬ。

かうのせいきうけん(行爲請求權) 公
權の一種。臣民が相當の敬禮を守つて、別
に定められた規定に依つて請願をなし得る
權利や、法律に定められた裁判を受ける權
利などが、即ちそれである。

かくか(閣下) 大臣大將等、高位高官の名
宛の下に用ゐる尊稱、今は祝辭などに、府
縣知事や郡長にも用ゐるやうである。軍隊
では其の亂用を戒め、少將以上は閣下、大
佐から上等兵までが殿と、嚴に區別してゐ
る。又、他國の大統領、執政等には、閣下
の尊稱を用ゐる。對稱の場合には、代名詞
のやうに用ゐる。

かくかう(學校) 學問、藝術、技藝、實
務等を教へ學ばしめる處。學院。その種別
を舉ぐれば、小學校、中學校、高等學校、
大學、專門學校、補習學校、實務學校、高

等女學校、實科高等女學校等がある。又、小學校は尋常、高等の二科に別れ、尋常小學六個年の課程を以て義務教育とし、國民は何人でも此の課程だけは終へねばならぬ事になつてゐる。公民教育は、即ち國民政治教育であつて、この義務教育を終へて、農工商其他各種の職業に従事する青年に課すべきものである。高等小學以上の教育は義務教育では無いから、強制せずに、各自の自由選擇に任せて居る。學校は設立及び維持の方法によつて、官、公、私立の別はあるけれども、皆それぞれの學制に準據し

て設立され、教育されるのだから殆んど大差は無いのである。唯その經費、設備、教職員等に由つて、質の良否が分れるから、學校の選擇は注意すべきである。

かくめい【革命】 天命の革まること。政治組織、社會組織、經濟組織などの一變すること。或は農村革命とか、藝術革命とか革新の意味に用ゐられるが、それは單に革命の字面に新味を發見したに過ぎないのである。革新は改革であつて、天命の革まる程のものでは無いのである。

かけい【家系】 一家代々相續の系統。家筋。

かけん【家憲】

一家を治める爲に定めた掟成文律となつてゐるものを指す。國憲に對して云ふ言葉。その家憲が不文律となつて代々傳はつて、習慣となつた場合は、俗に家風と稱してゐる。又、一國の取るべき方針を國是と云ふに對して、一家の方針を家是とも云ふ。要は、一家の繁榮と家族の幸福を圖るにある。

かけふ【家業】

一家の本分の生業。本業。副業に對して云ふのである。例へば、農家が農業を主として、養豚乃至養雞をやつてると云ふ場合には、農が家業であつて、養

豚養雞が副業であり、主人が大工で、妻が蜜豆を賣つてゐる場合には、家業は大工で副業は小規模の飲食店である。我が國は家業を重んずる風があつて、農家は代々農家商人は代々商人と云ふ風に、父子孫相傳のものが多い。殊に商業家は、暖簾の古いのを信用の象徴として尊び、何代相傳の老舗と云ふことを誇としてゐる。一代に何遍も變る職業とは違つて、其處に家業の意味がある。

かけふ【稼業】

生計の爲に稼ぐこと。營々努力の意を含んでゐる。商賣、渡世、營業

などと云ふに同じである。

かしうり【貸賣】

代金を貸して物を賣ること。掛賣とも云ふ。掛取の方法には、半月勘定、月末勘定、翌月五日勘定、月賦拂等があつて、賣買者相互の約束に依つて極まるのである。

かぞく【家族】

普通、一家に居住する戸主以外の人々を云ふ。廣く、僕婢、居候等をも指すが、法律上嚴密に云ふ時は、戸主の戸籍に在る人々に限る。縦令別居して居ても、その在籍者は、戸主に對して家族である。家族の間には、何等の秘密が無く、又

詐謀も無く、虚飾もなく、捫著も無く、自然の愛情が流露して、恰も春風のやうな和氣に包まれるが本則である。即ち「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和」すべきは勿論、家族は戸主に服従し、何事も家を先にして我が身を後にし、家族一同協心戮力して一家の繁榮を圖ることを忘れてはならぬ。唯一代の生活を意味するに過ぎない西洋諸國の父子別居の獨立生活、乃至夫妻別居の個人生活と、我が國の家族生活は、その根本觀念に於て相異があり、必ずしも家系を重視しない。が、我が國では、祖先の遺風や

遺業を繼承して、各自の家に家風と云ふやうなものが存して、それが偉大な感化力、乃至牽制力を持つてゐる。家門の光榮と云ふことが、家族間の意識に浸潤して、家族中の一人の名譽なり功績なりを、直ちに戸主自身又は一家全體の榮譽なりとする風がある。だから、祖先の過去の功業と現在の家族と未來の子孫とを連絡するものは、その家風であり、その家門の光榮である。現在の家族は、宜しく祖先の遺風や遺業を完成して、その榮譽を子孫に傳へんことを期すべきである。

かぞくせいど【家族制度】

家を根抵として祖先から子孫に傳る團體本位の制度。自己一代の生活を意味する個人主義の制度に對して云ふ。皇室を大一家と仰ぐ我が國に於ては、殊に祖先を尊崇する特殊の家族制度が發達してゐる。個人主義の歐米の家庭にあつては、單に夫婦子女の共同生活に過ぎないので、戸主を中心として父母兄弟は勿論、弟妹の子女までも一家族として生活するやうな事はない。子女が獨立生計を立て得る年齢に至れば、父母と別居するのが常である。中には夫妻でも、其の名の

みを存して、經濟を異にして、別居して居る者すらある。その個人本位の點が、著しく我が國の團體本位と異なつてゐる。勿論、國家が大家族であるなどと云ふ觀念は更に無い。處が、我が家族制度では、家系が重ぜられ、本家から分家して一家を立てることもあり、絶家を再興して相續することもあり、家名の斷絶と云ふことを悉く嫌つてゐる。そして、戸主は一家を統轄し、家族に命令する權能を持ち、又家族を扶養する義務を帯びてゐる。で、我が國の道德觀念も、國家觀念も皆家に發し、諸般の法律制

度も此の習慣に由つて定められてゐる。個人主義の思想を探り來つて、直ちに實現しようとするれば、必ず我が國の習慣と衝突するを免れない。果は家族制度を破壊し、國家觀念を稀薄ならしめるであらう。これ三思すべき點である。

かてい【家庭】 家のこと。一家團聚の生活を云ふ。夫婦だけの新家庭もあり、數組の夫婦や子供の同居する大家庭もある。衣食住を支持する爲には收入を要する。收入を得る爲には、職業乃至業務に勤勞しなければならぬ。一日の勤勞を終へて歸つた戸主

又は家族の疲勞をいやし、心勞を除き、元氣を恢復させるのは、唯愉快なる家庭あるばかりだ。一家の團聚は、正に人生の快樂である。この意味に於て、家庭は安息所であり、避難所でもあるが、又、生命の倉庫でもある。自身に獨立生活の資格の無い幼弱者や老衰者は、家庭の一員として安全に生活することが出来る。家庭は總て相互扶助の原則に由つて、無私の愛の連鎖に由つて成立つのである。苟も愛を裏切るやうな行爲をなす者が一人でも其の家族中にあると、其處に家庭の破滅が来る。家族間の嫉

視反噬は、固く戒めなければならぬ。これ道德的訓練の必要なる所以である。

かふう【家風】 家の習慣。家内の掟。家族の條末段參照。

かんくわ【感化】 他を感動させて善化する。こと。悪い感化もあるけれども、單に感化と云ふ時は、必ず改過遷善の實を指すのである。その反對は惡化とか、惡風に感化するとか云つて、感化の二字を用ゐぬ。我等は、讀書、訓話、言行等に由つて感化を受けることが多いから、日常能く注意して周囲の誘惑に勝ち、邪惡に感染せぬやうに

努むべきである。偉人傑士の言行録を讀んで書中の人物の感化を受けたり、哲人高士と起居を同じうして知らず識らずそれに感化されるのは、その誘發的自己暗示に由つて良心が目ざめるからである。

かんじやう【感情】

精神作用の一つで、種々の事物に就て起る所の快、不快の感を云ふのである。善を愛し惡を憎むのも、美しいと觀、醜いと顔を背けるも、皆感情の働きである。感情は快樂及び苦痛の感性に基くもので、人は此の感性がある爲に色んな欲望を生ずる。欲望は人性の自然に具は

るもので、必ずしも抑制する必要は無いがその中に卑陋なものと高尚なものがあから取捨選擇を誤らぬやうにせねばならぬ。高尚な欲望には、品格を備へしめる道德的情操や、趣味に憧憬させる美術的情操などがあるから、感情教育を等閑にすることが出来ぬ。意志の修養の切要なるが如く、感情の修養も亦必要である。

かんたく【乾拓】

池沼、入江等の水を乾して、開拓すること、家屋の平面的膨脹に由つて、年々田畑の減少し行く、我が邦にあつては、乾拓事業は又一個の國益たるを

失はぬ。

かんぱん【看板】

商店、商家、營業所等で、家名、屋號、職業、商標、商標等を板又は抗に記して、店頭又は門柱に掲げ、若くは往來の人に示す爲の目標乃至廣告標を云ふ。屋根看板、立看板等の別がある。車夫は提灯、職人は印半纏を看板と云つてゐる。

きんき

き【氣】

心身に充滿する活力を云ふ。常に

意志の働きに伴うて活く力で、大事を決行させるのは是れである。氣には、血氣、正氣、勇氣、元氣、意氣等がある。氣の活きを稱して氣力と云ふが、人に由つて氣力の強弱がある。氣力の旺盛は、心身に活力の充滿し、高潮した状態を指す。元氣が無いと云ふのは、活力の減退を意味する。氣は精神を鍛錬し、意志を修養するに由つて始めて旺盛を致すのである。血氣が盛んだとか、血氣の勇に逸るとか云ふことがあるけれども、血氣は眞の勇氣では無い。正善の氣力では無い。煽情的傾向を持つ處に、

思慮を失つた妄動がある。正氣は、道德化された活力で無ければならぬ。道德化された活力は、即ち浩然の氣で、至大至剛天地の間に塞がる底のものである。孟子が「富貴不能淫。貧賤不能移。威武不能屈。此之謂大丈夫」と云つたのは、浩然の氣の境地である。この氣を養ふのは、一朝一夕で能くすべきでは無いから、多年の鍛錬を要する。苟も心に疚しい所があつたり行に暗い影が有つたりしては、活力が心身に充滿する譯は無い。旺盛なる氣力、澄澗たる元氣、天空海潤の意氣は、公明正大

の精神、俯仰天地に愧づることなき行爲に發するものである。養氣を解する者は、決して神經衰弱に罹つたり、意氣銷沈したりするやうな事が無い。浩然の氣は、洵に人生の良藥である。

きくわ(歸化)

外國の人が服従して來て、この國の臣民となること。歸化した人を歸化人と云ふが、國籍を移した以上は、生來の國民と同一待遇を受けるのである。我が國にも古來歸化人が少からずあるが、時代を経過するに従つて、次第に我が國風に同化し、在來の民族と血縁を結んで、何時し

か大和民族となつて了つて、兩者を區別することが出来ぬやうになつた。近年歸化の臣民も亦、追々に我が國風に同化して、同一經過を見るであらうと思ふ。歸化人なるが故に、侮蔑すべき理由は無いのである。

きくわい(議會)

人民の代表者が會合して、政治上の事を協議する處。中央には國會があり、地方には府縣會がある。市町村會も亦議會の一種である。併し議會と云へば、普通國會の事を指すのである。帝國議會の條参照。

きけん(棄權)

與へられた権利の行使を

敢てせぬこと。権利の放棄。(一)議員選舉の際に、與へられた選舉權を行使せぬこと。

(二)總て投票に由つて決する場合に、投票權を行使せぬこと。(三)運動競技會に選手權を得た者が、其の會に出場することを中止した場合。以上は其の主たる場合を擧げたのだが、其他に於ても既得權を放棄するものが、棄權である。茲には特に選舉時の棄權に就て云ふが、一廉の分別顔をして、棄權を誇負するが如きは、却て己の無智を暴露するものである。代表者の選出に際しては、より善き人物を擧げることが、選舉

人の義務であり、又責任でもある。決して誰でもない、と云ふもので無い。必ず己の信する所の人物を擧ぐべきである。それが周囲の事情に左右されて棄権したり、己の怠惰乃至傲慢から棄権したりするやうな事があつてはならぬ。唯目前の利益にのみ權利を主張するに急にして、國家の休戚に關する議會の一員を選擧するに冷淡なことは、國民として取らざる所である。

きけんしきさう【危険思想】

國家の存立

を危くし、安寧秩序を紊るやうな思想のこと。革命思想。破壊思想。或時期には危険思想

であつて、次の時期には危険思想で無いやうなものは、官憲が取締上の便宜から名付けた危険思想であつて、眞の危険思想は國家組織の變らざる限、永久に危険思想であるべき筈である。如何なる思想と雖も、その研究は自由であるが、それを實現すべく宣傳するに至つて、始めて危険が伴ふのである。世の所謂危険思想よりも、青年の暴食する輸入思想の不消化が危険である。

きけんじんぶつ【危険人物】

反國家思想を抱持するか、危険な企圖を有するか、反社會的行動を敢てする人物。危険人物の取

縮は、素より必要であるが、その發生の源泉を究めて、濁れるものを清くすることが最も必要である。子子の湧く下水を其儘にして、蚊の發生を防がうとしても、それは無駄な事である。宜しく社會の缺陷や、教育の方法や、制度の不正や、改造すべきは改造し、改善すべきは改善して、剛健な國民精神を振作すべきである。

きしやうだい【氣象臺】

空氣中の諸現象

即ち晴曇、風雨、寒暑等を觀測する所。東京に在るものを中央氣象臺と云ひ、府縣各地に在るものを測候所と云ふ。測候所は其

地方の氣象を調べて中央氣象臺に報告し、中央氣象臺では、それを參考して全國の氣象を觀測し、測候所に報知する役目を持つてゐる。天氣豫報の條參照。

きぞくゐん【貴族院】

帝國議會の一院。

帝國憲法第十三條に「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅仕セラレタル議員ヲ以テ組織ス」とある通り、民衆を代表する衆議院に對して、上流の社會を代表するものである。伊藤博文の義解に據ると、「貴族院ニシテ其ノ職ヲ得ルトキハ、政權の平衡ヲ保チ、政黨ノ偏張ヲ制シ、横議

ノ傾勢ヲ撐へ、憲法ノ鞏固ヲ扶ケ、上下調和ノ機關トナリ、國福民慶ヲ永久ニ維持スルニ於テ、其ノ効果ヲ收ムルコト多キニ居ラムトス。」と云つて、専ら衆議院の偏傾を矯正する機關であり、又階級闘争緩和の效用をなすものであると見てゐる。設立の趣旨は茲に在つたであらうが、若し「貴族院にして其の職責を全うしない時」は、却て上下の不和を來して、憲法の基礎を危くするの虞があるから、貴族院議員たる者は、能く設立の精神を酌んで、横暴専恣を敢てせぬやうにしなければならぬ。貴族院の構

成は、貴族院令に詳かであるが、今その概略を云つて見ると、皇族、華族、勅選議員、多額納税議員に由つて成立するのである。皇族は成年以上の親王及び王の全部。華族は公侯爵に限り滿二十五歳以上の戸主全部。他の伯子男爵（滿二十五歳以上の戸主）は各爵定員を互選して當選した者が、七箇年の任期間議員になる事になつてゐる。多額納税議員は「勅任セラレタル議員」の範圍内にあるが、所謂勅選議員とは趣を異にしてゐる。勅選議員（滿三十歳以上の男子）は内閣總理大臣の奏薦に依つて勅任

され、任期は終身であるが、多額納税議員は各府縣の多額納税者（滿三十歳以上の男子）十五名中から一名を互選し、七箇年の任期間その職に在るのである。其の定員は伯爵議員二十人以内、子爵及び男爵議員各七十三人以内、勅選議員百二十五人と云ふ規定であつて、皇族及び公侯爵は、無制限、多額納税議員は各府縣一人宛である。又、貴族院議員は、同時に衆議院議員たることを得ない制度になつてゐる。

ぎちやう【議長】 會議の席の長となつて議場整理の任に膺り、議事の進行を圖り、

議案の採決を司る人。(一)樞密院議長。親任。任期無制限。(二)貴族院議長。勅任。任期七箇年。(三)衆議院議長。總選舉毎に互選。議長選舉の際には、衆議院書記官長、議長席に著いて開會を宣し、議長候補者三名の互選を終つて、その當選者を上奏すると、第一候補者が議院法第三條に依つて勅任される例になつてゐる。任期四箇年、但し解散の場合には、任期を待たずして失格する。これ解散に依つて、議員の職を失ふからである。(四)府縣會議長。互選。任期は議員在職年限中。(五)市會議長。互選。任

期は議員在職年限中。(六)町村會議長。町村長を以てする。以上は特定のものだが、其他何種の會議に拘はらず、會議の席の長を議長と稱することが出来る、が大抵は議長と云はないで座長と稱してゐる。又、議長には正副の二種あつて、正は單に議長、副は特に副議長と云つてゐる。副議長は議長缺員の場合、缺席又は一時退場の場合に議長の仕事を行ふのである。

きほんざいさん【基本財産】

維持する爲に据置く資産。不動産を以て基本財産とする場合は、其収益を以て維持費

に當て、銀行預金又は公債株券等を基本財産とする場合は、その利子又は利益を當金を以て維持費に使用するのが原則である。學校、神社、寺院、社會事業等は、維持に困難の場合が多いから、それぞれ基本財産を得て、安定の方法を講ずるのである。府縣、市町村のそれは、その收入を經費に充て、住民の負擔を軽減するのである。

きぶく【忌服】

忌は「いみ」のこと。服は忌を著ることである。血縁の者の死去した時、他出——殊に慶賀の席若くは神前に出るを遠慮する爲にその期間を定め、且服裝

を異にするのである。喪服は、黒衣を用ゐる。洋装にあつては、帽子に黒布を巻き、左腕に黒布を纏ふ。父母の忌は死後五十日、服は死後十三個月とし、忌の明な間は冥福を祈つて、謹慎する習慣になつてゐるが、公務に従事する人は五日乃至七日目位に除服出仕を命ぜられるが例である。祖父母は忌三十日、服百五十日、兄弟は忌二十日、服九十日、其他親疎に由て等級、種類がある。
きんきふちよくれい【緊急勅令】 緊急の必要に由つて、帝國議會閉會の場合に發する法律に代るべき勅令のこと。緊急の必要

とは、國家に急迫の事ある場合、又は國民が洪水、大震災、疫病、其他の災害に會つた時に、その災厄を豫防救済する爲に力及ぶ限を盡し、以て公共の安全を保持すべく、必要の處分を施す場合を云ふのである。立法権の行用は議會の協賛を経るのが常則であるけれども、議會の開けて居ない際、臨時議會を開くの間も無いやうな緊急の時機に處する爲に、特に除外例を設けられたのである。だから、緊急勅令は次期議會に提出し、若し議會が承諾を與へぬ時は、政府は將來に向つて其の效力を失ふことを

公布しなければならぬ。この緊急勅令による支出を、責任支出と云ふ。政府が責任を以て勅令を發して法律に代へ、所要の經費を國庫から支出して、緊急の處置を執るの謂である。併し、これを濫用すると、議會を無視して、憲政の基礎を破壊する虞があるから、深く戒めなければならぬ。

きんきふどうぎ【緊急勅議】

議會には本會議と委員會議があつて、重要議案は委員會議に附して、然る後に本會議の討議を経ることになつてゐる。本會議には、議事日程があつて、其日の會議の順序が前以て定

まつてゐる。その日程を變更して、急に他の議案を上程するとか、議案討議の順序を前後するとか、懲罰委員附議を提案するとか云ふ場合には、先づ緊急動機を提出し、多數決に依つて其の動議が成立すれば、日程を變更して附議する事となるのである。緊急動議の、普通採決の動議と異なる處はその突發的なる點にあるのである。

きんゆう【金融】

金錢の融通。金廻り。融資。「金融順調」「金融逼迫」「救済資金の融通」

きんゆうげふ【金融業】

金錢の融通をする機關。銀行、質屋等。

きんゆうげふ【金融業】

金錢を融通する商賣。金錢貸付業。金貸業。金錢の貸付には、擔保(抵當)と無擔保(無抵當)とあるが何れも利子の獲得が目的である。無擔保は對人信用であるから、其の手續も従つて簡略である。その貸付にも、證書面の元金全額を貸與するものと、元金から返済期限までの利子を控除するものと、元金から利子手数料までも天引するものとの差があるが利子先取りの貸付は實際可なり高い利子の金となるのである。高利を以て貸付する者を高利貸と云ひ、社會からは毛蟲のやうに

嫌はれてゐる。金を貸しての上に嫌はれては、算盤に合はない譯だが、それでも職業となれば辛抱が出来るものと見える。凡そ金錢の貸借は信用が大切なのであるが、借りた物を貰つた物と心得て返済せぬがあり貸す者は又貸倒れを恐れて、缺損補填の爲に高利で貸付ける事になるのだと云ふ。金融界の空氣を刷新するには、借金は決して踏み倒さぬこと、利子は可成的安く貸付けると云ふことにし、相互の信用を高めると共に、社會公益を念とすべきである。

きむ【義務】

人として、若くは國民として

務めなければならぬこと。本分。本務。責務。(一)道徳上の解釋に據れば、義務は人格實現の爲に、必ず成し遂げねばならぬ行爲である。それには積極的と消極的の両面がある。一は爲すべきことを爲すことで、一は爲すまじきことを爲さぬことである。即ち義務の觀念は良心に基くもので、各自の理想を實現せんとする要求である。而して義務は、時と處との如何を問はず、自己の好惡に拘はらず、實行せねばならないのだから、任意に躊躇することを許さぬ。義務は實行することに由つて、始めて責任が解

除されるのである。俗に「義理が濟まない」と云ふことを云ふが、それは義務の實行を怠ることに由つて、良心に對して耻づるのであり、責任が解除されないから重苦しい懊惱を感じるのである。だから、義務の不履行は、自己の人格に對する一種の侮辱でなければならぬ。(二)法律上の見地から考察すれば、義務は國家に對する責務であり又他人の權利を尊重して、それを侵害せぬことである。だから、權利があつて義務が生ずるので、權利義務は相關聯して離れぬものである。帝國憲法の第二章には、臣民

は公權を與へられる他方に於ては、兵役と納税の義務を負はなければならぬ事になつてゐる。その責務を果すことが、即ち我が國民の本分を盡す所以なのである。道徳上の義務は、人の行爲に關することであるから、その範圍は人生の一切に互るが、法律上の義務は國家、社會の安寧秩序を維持する爲に必要な要件に極限されて居るのである。例へば、慈善行爲の如きは道徳上務むべきことだが、法律上では社會公共の爲だからと云つて、それを強制することが出来ぬ。そこで社會人類の義務として

は、法律上の義務を守ると共に、道徳上の義務をも盡すが當然である、と云ふことに歸着する。
ぎんかう【銀行】 公開の店舗に於て、營業として證券の割引、爲替事業、諸預り及び貸付を併せ爲すものを謂ふ。(銀行條例に據る)我が國の銀行には、官民共立のもあれば、民立のものもある。日本銀行は中央金融機關たる職責を盡すは勿論、兌換券發行の任に膺つてゐる。横濱正金銀行は、日本銀行と姉妹の關係を有し、重に外國爲替を取扱つてゐる。半官半民の特殊銀行には勸

業債券を發行する日本勸業銀行や、日本興業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行がある。組織は株式會社であるが、總裁頭取等の重役は官選され、民間銀行の重役が株主の選舉に由つて就任するとは趣を異にしてゐる。各府縣には農工銀行があり、民間には株式乃至合資組織の普通銀行や、貯蓄銀行が多數ある。凡そ營業としての銀行は、低率の利息で預つた金を比較的高率の利息で貸付けて、その差額を利するものが主であるから、巧みに運轉融通を計らなければならぬ。尤も他に手形割引手数料

や爲替料等の収入があるけれども、大なる収益は投資と金融にあるのである。多額の預金を吸収するには信用が大切であり、確實な基礎の上に發展するには放漫な貸付を慎まなければならぬ。銀行の破綻は、この放漫な貸付若くは投機的失敗に原因することが多い。民間銀行の良否は、實に産業の盛衰に關するものである。

きんけん【金券】 金錢の券。町内の共同賣出の際、景氣をつける爲に福引を催し、等級を定めて購買者に抽籤させ、現金の代りに共同賣出加盟の各商店に限り通用する

景品券を交附することがある。それが所謂金券である。併し、紙幣代用としての金券の發行は許されぬ。

きんこせいど【金庫制度】 明治二十二年十二月勅令金庫規則に基いて設置された金庫は、國庫に於て保管出納する現金を取扱ふ所である。金庫を分ちて、中央金庫、本金庫、支金庫の三種とする。中央金庫は各地の本金庫を統括し、本金庫は支金庫を統括するのであるが、本金庫を置かぬ地方の支金庫は、中央金庫で統括する。そして此の三種の金庫の現金の保管出納は、日本

銀行をして取扱はせ、これに對して日本銀行は、三種の金庫の現金の保管出納に關して、一切の責任を負ふのである。その結果地方資金の大部分を吸収して、現金を國庫に收積する事となる。金庫の管理者は大藏大臣である。

ぎやうかう【行幸】 天皇の外出し給ふこと。おでまし、みゆき(御行の義)とも云ふ。還り給ふことを還幸、又は還御と稱する。上皇に對しても、みゆきと申上げるが後に御幸と書き分けて音讀し、行幸と區別してゐる。

ぎやうけい【行啓】 皇后、東宮の外に出

し給ふこと。還り給ふことを還啓と云ふ。

ぎやうせい【行政】 政治を執行すること、

國家の作用は立法、司法、行政の三作用に分けられ、その中、帝國議會の參與によつて行はれる作用(立法)でもなく、又司法(裁判所)の參與によつて行はれる作用でもない他の國家の作用は、總て行政に屬するものである。故に行政の事務は不定且多數あつて、一括して明確な定義を與へる事は困難である。國家は其目的を達するために官府を設けて天皇の大權及び立法權の定むる所

を施行せしめるが、この官府の行動を名づけて行政と言ふのであつて、帝國議會及び司法裁判所の作用を含まないものである。

ぎやうせい【行政官】 行政に従

事する役人。司法官に對して云ふ。その事務を取扱ふ處を行政官廳と云ふ。官廳には種々の名稱がある。中央の閣省に對して道府縣等を地方廳と呼んでゐる。

ぎやうせい【行政命令】 議會

の協贊を経ないで、天皇の裁定のみに由つて發する命令のこと。命令は大權の發動に由るものであるが、議會の協贊を経ないので

あるから、法律では無い。法律は必ず議會の協贊を経なければならぬのである。命令の發せられる所の目的は、二つある。其一は、法律を執行する爲の處分并に詳節の規定である。其二は、公共の安寧秩序を保持し、臣民の幸福を増進する爲の必要である。立法の手續を経ないで設けられた條規であつても、臣民が遵守の義務を負ふべき點に於ては、法律と何等異なる所は無いのである。併し其の効力に於ては、法律は命令の上にある。法律は命令を變更することが出来るけれども、命令は法律を變更すること

が出来ぬ。兩者が若し矛盾した場合には、法律は命令の上に効力を持つことになる。で、行政命令は法律の範圍で處分し、又は法律の不備を補充することが出来るが、特に憲法上で法律を要する件に就ては規定することが出来る。命令は、勅裁によつて親署を経たものを勅令と云ひ、其他の閣省の命令は省令と稱するのである。唯緊急勅令は法律に代るべき命令であるから、行政命令とは其の性質を異にする。緊急勅令の條参照。

きやうだい【兄弟】 兄と弟。或は「けい

てい」とも音讀す。文字に拘泥せず、普通
に兄妹又は姉弟等も、兄弟と呼んでゐる。
きやうだいしまい【兄弟姉妹】 父母を
同じくした男と女のこと。同胞。父母の恩
愛と同じく、兄弟姉妹間の友愛は、骨肉の
親より發する自然の愛情である。教育勸語
に「兄弟ニ友ニ」と諭し給へるは、兄弟姉
妹の道は友愛を以て第一とするからであ
る。同胞中には境遇上の異例はあるけれ
ども、多くは同一の父母、同一の家庭の中
に成長して、感情習慣と雖も殆んど相等
しいのである。が、自ら長幼の序次はある。

弟妹は兄弟を敬ひ、兄弟は又弟妹を劬り、
幼は長の教訓に従ひ、長は幼を補導すると
云ふ風にして、共同生活の圓滿を期する
ことを心掛けねばならぬ。成年後配偶を得
て一家を成してからも、他家に嫁いで住居
を異にしてからも、やはり兄弟姉妹の道に
變りは無いのであるから、互に相助け、相
謀つて、其の幸福を増進すべきである。友
愛を傷ふ原因は、寛容の徳を缺くこと、及
び名利の争である。又、獨立自營の精神が
無くて、依頼心の強い爲に愛想づかしをさ
れて、不和を醸することがある。兄弟喧嘩は

相互の人格を毀損するばかりで無く、祖先
の遺風に戻り、家門の繁榮を阻害し、骨肉
の睨み合ふことに由つて人生の寂寞を感ず
るに至るであらうから、其の不和の原因を
除いて、互に敬愛することが肝要である。
兄弟の不和を更に社會的に見れば、人道や
博愛を裏切る行爲であるから、その友愛の
情を持ち續けることは、人生の美事でなけ
ればならぬ。

きやうみ【興味】

物事に對する面白味。
感興。各人の性質に由つて、好き嫌ひがあ
り、面白い面白くないがある。併し、性來

好かないものでも、面白いと思つて接觸し
執着すると、自然に一種の興味を感じて來
る。遊技に就て云へば、最初嫌ひな園基が
それに親しむ機會が多くなるに従つて、何
時しか好きになるやうなものである。その
點から見ると、興味は我等の工夫努力に由
つて養成することが出来る。興味は何事に
就ても必要である。興味は熱心を生み、熱
心は一事をより速かに成し遂げしめること
は、人の知る所である。學問の興味、研究
の興味、製作の興味、讀書の興味、遊技の
興味、強壯術の興味、散步の興味、其他

何種の興味を問はず、それ自身に興味を持つことに由つて永續もし、進捗もする。堅忍不拔と云ひ、刻苦勵精と云ふも、一種の興味である。興味の無いことに對して、人間の努力は永續しないのである。興味の有無は又道徳上にあつても、其の人の品性に影響することが少くない。高尚な興味に生きたる人は、人品も自ら高尚に見え、従つて素行も亦立派である。然う云ふ人は、善事に興味を有して、不善に不快を感じるからである。世俗に下司ばつてると云ふのは、品性が下劣で、興味の低級なことを指す。

事を成すに當つて失敗墜落する原因は、多く興味の缺乏にある。熱烈な興味を持つ者は、研究に研究を積み、自信も勇氣も發生するから、中途に挫折するやうな事はない。凝り性で駄目だと云ふのは、興味の硬化を意味する。興味は養成すべく、發展すべきものであつて、枯死すべきもので無いのである。

きゆうちゆう【宮中】 みやのうち。宮殿内のこと。我が國では、皇居即ち九重の雲の上を指す。禁中。

きようきふ【供給】 仕出して用に供ふる

の義。經濟學上の語。需要に對して云ふ。今は一般に仕送ると云ふやうな意味にも用ゐられてゐる。「供給不足」需要よりも供給が超過する」と云ふ場合は前段の例。「ぢや、僕が供給しようか。」「供給して貰つてゐるのか」等は後段の例。

きようどうせい【共同生活】 一人以上の人と共にする生活のこと。小にしては二三人の自炊生活や家庭生活もそれであり、大にしては社會生活、國家生活もそれである。相共に助け合つて生活するのが、共同生活の目的である。家庭生活は

恩愛、敬愛、友愛に由つて結合され、友人同志の寄合生活は友誼に由つて維持されるが、大なる社會共同の生活にあつては、公共心を必要とする。社會共同の生活は家庭生活に對して公共生活、若くは公衆生活とも云ひ得るのである。血縁の結合では無くして、他人同志の聯合である。兄弟姉妹の間に於てすら利益の衝突や、感情上の行違から不和を生ずる事がないとせぬ。況んや他人の集合に於てをやであるから、一般世人の利害を顧慮しない利己主義は、共同生活の平和を害するものである。共

同生活にあつては、利己の外に利他をも圖らねばならぬは勿論、時には自己を犠牲にせねばならぬ場合もある。總て小我を棄てて大我に合し、社會の圓滿と國家の繁榮を期することは、共同生活の理想である。共同生活は、所謂共產生活とは意味が違ふ。その點に就て注意を要する。

きやうどうじげふ【共同事業】

衆人と共に經營する事業。個人經營事業に對して云ふ。個人事業と共同事業の異なる所は、其の組織の點にあつて、事業の性質には依らぬのである。

きようわせいぢ【共和政治】

民主國に於て行はれる政治。國體の條參照。

ぎよせい【御製】

天皇の詠まれた御歌。皇后、皇太子の詠まれたのは、御製と區別して、御歌と云ふ。

ぎよくざ【玉座】

天皇の御座します所。それは宮中と限らず、何處におでましになつても、御着席遊ばされた所が玉座である。御座とも申し奉る。

きよりうち【居留地】

外國人が假に留まり住む爲に設けた區域。

きよりうみんだん【居留民團】

居留地

に居住する外國人民の團體。

きりう【寄留】

原籍地以外の一定の場所に九十日以上居住すると。即ち本籍の無い現住地、寄留には住所寄留と居所寄留とがある。寄留法(大正三年三月法律第二七號)及び寄留手續令(同年十月勅令第二二六號)の規定によつて、寄留者は市町村長に届出を要する。届出を怠ると、五圓以下の過料に處される。

ぎん【議員】

會議に列る人の議決機關の成分。(一)官選、公選、又は團體の互選に依るもの。會議員。評議員。(二)立法府に

參與する貴族院議員及び衆議院議員。府縣制に依つて民選された府縣會議員。市町村制の規定に依つて選舉された市町村會議員。世上一般に議員と稱するのは、この民選された人民の代表者を指すので、特殊の代表者を含んでは居ないのである。従つて議員と云へば、國會議員の代名詞のやうになつて居るのである。凡そ議員は人民の代表者として公職に就き、公務を行ふものであるが、他面に於ては一般人民と同じく被治者の地位に立つ者であるから、公私を混同してはならぬ。公人としては能く節操を守り

人格を高尙にして、選挙民の信頼に副ふことに努め、私人としては禮讓を以て接し、國家に對する義務を怠つてはならぬ。選挙民も亦議員の行動を監視し、彼等をして不正不義を行ふ餘地のないやうにすべきである。

くぐ

【區】 一圍ひの地域。(一)市町村内に於て自治の便宜の爲に設けた區劃。何市何區何町何區、何村何區と稱し、區長はあるが

特に其の爲に執務の場所を設けぬ。併し東京の如き大都市は、特に市制の規定に依つて、法人格の區を置き、區役所を設け、區長以下區務に従事する吏員を任用してゐる。で、同じく自治制下の區であつても、その性質によつて、法人の區もあれば、法人の資格の無い區もある。法人區にあつては、區會を設けてゐる。(二)衆議院議員、若くは府縣會議員選挙の爲に設けた區劃。所謂選挙區である。大は府縣を一選挙區とし、中は府縣を二三區に分ち、小は一郡又は二三郡を一區として、府縣内を數區乃至

十數區に區分する。この區分は大選挙區を除く外、有権者數を基準として定められるのである。(三)郵便局の集配區域。即ち郵便區。小村落の居住者宛の郵便物の如きは表書に郵便區名を明記する時は、差出局又は中央局に於て郵便物を振分けるに非常に便宜を受け、従つて誤達や不配達を防止することが出来る。(四)聯隊區。陸軍の簡閱點呼、徴兵事務、其他の便宜の爲に定められた區制である。

【國】 主權者の統治區域。大日本帝國、大不列顛國、佛蘭西共和國の類。我が國は

内地だけでも八十四國に分れ、各國名があるけれども、茲に云ふやうな人格を持つてゐる國では無い。國造や國司を置かれた時代には行政上の必要から區劃されたのだが、今日は殆んど空名を存するに過ぎぬ。行政區域は國では無くして、府縣であるからである。尤も八十四國も國と云ひ、故國も「くに」と云ふが、法人としての國、國際の對照としての國は、大日本帝國であつて薩摩國でも、長門國でも無い。國の下に府縣があり、市町村がある。皆法人である。

【組合】 二人以上の人が協同し

て或事業を經營する爲の組織で、公益を目的とするものと、營利を圖る爲のものとの二つがある。前者は市町村の事業の助成又は補充を目的とする組合であり、後者は經濟上の組合で、企業の助成又は補充、若くは家計上の發達又は助成乃至補充を目的とする組合である。共同の業務經營に依つて組合員の幸福又は利益を期するの點は同一だが、唯公益と私利との上に差別が在るのである。市町村組合、水利組合、衛生組合の如きは前者に屬し、同業組合、企業組合、經濟組合の如きは後者に屬する。經濟組合

は家計組合とも云ひ、消費組合、建築組合(住宅組合)の二種がある。企業組合は營利組合又は産業組合と稱し、生産組合、購買組合、販賣組合、借入組合の四種があり、借入組合は更に物品借入を目的とする生産要具借入組合及び共同貯藏場借入組合、資本借入を目的とする信用組合に區分される。要するに組合は、個々の力を結束することに由つて、その事業に確實性を與へるのである。

くんしゅこくたい【君主國體】 主權が君主一人に在る國柄。國體の條参照。

くんみん【君民】 君と民。即ち、君主と臣民のこと。

ぐんやくしよ【郡役所】 府縣の命を受けて、郡の行政事務を取る處。郡長の下に、郡視學、郡書記等が居て、各その事務を分擔する。郡制廢止後の郡は、郡有財産、郡會等を持たぬ事になつた。

ぐんれいぶ【軍令部】 海軍軍令部の略稱。海軍の作戰用兵に關する事を掌る機關。陸軍の參謀本部と相待つて、戦時海軍の最高首腦となるものである。部長、次長、其他の職員を以て組織する。

くわいけい【會計】 金錢の勘定、收支の計算、豫算と決算等、總て金錢出納に關することを云ふので、會せ計るの義である。一家の生活、一社の經營にしても、共同事業にしても、國家事業にしても、金錢の出納が伴ふ。所謂諸經費の計算である。で、人と人が生活する以上、何處にでも會計は有る。官廳などでは、會計の種類を金錢會計、物品會計の二つに分けたり、又は豫算編成の便宜上から、一般會計と特別會計と區別したりする。例へば、一家に平時會計と不時會計とあるやうなものである。財

政は計畫を意味し、經濟は融通を意味するものとすれば、會計は整理の任務を負ふものである。帝國憲法には、特に會計の一章が掲げられてゐる。即ち國家會計のことである。今その國家會計に就て見るに、會計は國家の歳出歳入を整理する所の行政の要部であつて、臣民の生計と密接の關係を持つものであるから、憲法は殊に會計を重視して、帝國議會の協賛と監督の權限を明かにしたのである。先づ第一に收入のことであるが、これは新に租税を賦課し、税率を變更する時は、法律を以て定めなければ

ならぬが、報償に屬する行政上の手数料と其他の收納金は行政命令で定めることが出来る。即ち、鐵道切符料、倉庫料、學校授業料の類は、議會の協賛を経る限で無いのである。又、國債や豫算所定外に國庫の負擔となるべき契約は、議會の協賛を要するのである。次に、國家の歳出入豫算は協賛を経なければならぬし、又豫算超過額や豫算外の支出は、議會の事後承諾を求めなければならぬ。皇室經費は、現在の定額に依つて毎年國庫から支出し、將來増額を要する場合でもなければ、議會の協賛を要せ

ぬ。憲法上の大權に基く既定の歳出（行政各部の官制、陸海軍の編成に要する費用、文武官の俸給、外國條約に依る費用）や、法律上政府の義務に屬する歳出（議院の費用、議員の歳費及び手當、諸般の恩給年金、法律に依る官制の費用及び俸給の類）は政府の同意が無ければ、議會は勝手に廢除したり、削減したりすることは出来ぬ。それから政府は議會に對して、繼續事業費の協賛を要求することも出来るし、豫備費（豫算の不足を補填し、若くは豫算外の必要な費用に充當する爲に）を設けることも出来

るし、又緊急勅令を以て豫算外の支出をなすことも出来る。議會が豫算を議定せぬか豫算が成立せぬ場合には、政府は前年度の豫算を執行するのである。以上で豫算のことは盡き、今度は國家の歳出歳入の決算の方だが、これは會計検査院の検査を経た上で、政府は其の検査報告と共に決算書を議會に提出し、議會の承諾を得るのである。國家會計の根本原則は憲法に依つて定められ、その運用は政府の手にあるが、その違法を制する爲に議會があり、政府の會せ計つた状態を検査する爲に會計検査院がある

くわいしや【會社】

商行爲を爲すを業とする目的を以て設立した社團を云ふ。併し商行爲をなすことを業としなくとも、營利を目的とする社團は、會社と稱する。會社は、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種で、法人である。一は或種の事業を營む目的を以て、社員の出資を以て組織し、總社員が業務を執行する權利を有し、義務を負ふのである。特に總社員の同意を得て、會社代表員を定めた時は、その代表員が會社の營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲をなす權利を有する。

二は有限責任社員と無限責任社員を以て組織し、各無限責任者が會社の業務を執行する權利を有し、義務を負ふのである。三は株主組織であつて、其の役員即ち社長、取締役、監査役等は、株主總會に於て選任する。四は無限責任者と株主を以て組織し、前者は會社を代表し、後者は監査役を選任する。(詳細は商法會社編熟覽)

ぐわいむしやう【外務省】

外交事務を統理する官廳。政務、通商、條約、歐米、亞細亞等の諸局がある。

ぐわいむだいじん【外務大臣】

外務省

の長官。親任。外相。

ぐわいらいしさう【外來思想】

外國が

ら來た思想のこと。輸入思想。儒教、佛教、歐米思想等は、それである。我が國の文化は、外來思想に刺戟され、又その影響も受けて、進歩發達を遂げたのであるが、近來の輸入思想中には、現在の社會組織、國家組織の下にあつては、容易に消化されない思想がある。だから、それを攝取する場合には、努めて研究的、批判的であることを要する。如何に危険であるからと云つても醫者が劇藥を全然排斥することが出来ぬや

くわうげんそん【皇玄孫】

天皇の御孫

の御孫、即ち天皇の御會孫の御子。玄孫は「やしはこ」と訓す。俗に「やしやこ」と云ふ。皇玄孫を解り易く云へば、天子様のやしやこのことである。子を二世とし、孫を三世とし、曾孫を四世とするから、玄孫は實に五世に當る。男を親王、女を内親王と稱し奉るのである。

くわうごう【皇后】

きさき。天皇の正配。

后。皇の字は尊稱である。皇后で次の天皇の母となり給へば、太后又は皇太后と稱し奉り、後に祖母となり給へば、太皇太后と稱し奉る。

くわうしつ【皇嗣】 天皇の御世嗣。皇太子。

くわうしつ【皇室】 天皇の御家、即ち天子様のおうち。天皇の御家筋。

くわうしつ【皇室有財産】 皇室有財産に同じ。

くわうしつ【皇室典範】 皇室の家法を條定したるもの。皇位繼承、踐祚即位。成年立后立太子、敬稱、攝政、太傅、

皇族、世傳御料、皇室經費、皇族訴訟及懲戒、皇族會議、補則の十二章六十二條から成つてゐる。明治二十二年紀元節に帝國憲法と共に發布された聖典である。これに依つて皇室の基礎を益々鞏固にし、皇室の尊嚴を無窮に維持することが出来る。典範の條章を更定する場合には、帝國議會の協賛を経る必要が無く、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、勅定されることになつてゐる。蓋し皇室の家法は祖宗に承けて、子孫に傳ふるものであつて君主の任意に制作されたものでも無ければ、又臣民の干渉すべ

きものでも無いからである。

くわうそ【皇祚】 皇位に同じ。

くわうそ【皇祖】 天皇の御先祖。

くわうそ【皇會孫】 天皇の御孫の御子。會孫は「ひひこ」又は「ひこ」と云ふ。

天子様のひこ、即ち三世の孫であるから、親王と稱し奉る。

くわうそん【皇孫】 天皇の御孫。

くわうぞく【皇族】 天皇の御一家御一族。太皇太后、皇太后、皇后、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃等、總て皇胤の男子、及び其の正妃、

及び皇胤の女子を云ふのである。だから、縱令皇胤であつても、姓を賜うて臣籍に列した者や、異姓の臣籍に嫁した者は皇族ではない。皇族の男子は、皆皇位繼承の權利を有するけれども、臣籍に降つて華族に列した王子は之を有しない。又、皇族は養子をする事は出来ない。内親王、女王は、未だ異姓に嫁がない前は、縱令婚約が成つても依然として皇族である。皇族の婚嫁は勅許に由り、その許可の勅書には宮内大臣が副署する。皇族は總て天皇の監督の下にあるからである。尙、皇族に関する法令に

は、皇族會議令、皇族身位令等がある。

くわうぞくきろく【皇族記録】

皇族の血統、誕生、命名、婚嫁、薨去等を明確にする記録。宮内省圖書寮に蔵す。

くわうたいこう【皇太后】

皇后の條參照。

くわうたいし【皇太子】

豫て皇位を嗣ぎ給ふべく定めてある皇子の尊稱。太子に皇の尊稱を冠したのである。ひつぎのみこ、まうけのみこ、はるのみこ、東宮とも云ふ。皇室典範に「儲嗣タル皇子ヲ皇太子」とあり、皇太子を立てられる時は詔書を以て公布されることに定つてゐる。成年に達した

皇太子は、攝政たるの資格がある。皇族の成年は滿二十歳だけれども、天皇及び皇太子、皇太孫の成年は滿十八歳と特定されてゐる。

くわうたいしひ【皇太子妃】

皇太子の嫡妻。ひつぎのみこのきさき。東宮妃。妃は皇族中から擇ばれる事もあり、華族から立てられる事もあるが、御治定の際は、宮内大臣が公告する事になつてゐる。

くわうたいそん【皇太孫】

豫て皇統を嗣ぐべく定られて居る御孫の尊稱。皇室典範に「皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫

ヲ皇太孫トス」とある。皇太孫を立てる時は詔書を以て公布されること、立太子の時と同じである。

くわうたいそんひ【皇太孫妃】

皇太孫の嫡妻。

くわうだんしそん【皇男子孫】

天皇の男の御子と御孫のこと。男の御子を皇子、女の御子を皇女と性別の呼稱はあるが、御孫は男女を問はず皇孫と云ふのが普通であるから、特に女子孫と區別して呼ぶ場合に斯く云ふのである。祖宗の皇統に於ける男系の男子。

くわうとう【皇統】

天皇の御血統。「萬世一系の皇統」「皇統連綿」等。

くわうとうふ【皇統譜】

天皇の御系圖。大統の源流を徵明し、皇室の本末を疏證する爲に、必要缺くべからざるもの。宮内省圖書寮に秘藏してある。

くわうめ【皇位】

天皇の御位のこと。天

くわうめけいしやう【皇位繼承】

天皇の御位を嗣ぐと。帝國憲法に「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之を繼承ス」とあつて、皇位の繼承は男系の男子に

限られ、皇女及び皇女の子孫は男女共に皇位を踐まれぬ。繼承の順位は皇長子、若し無い時は皇長孫、若し無い時は皇次子及び其の子孫と云ふことになつて居て、嫡出を先にし、皇庶子孫を後にすることになつて居る。又、皇子孫が無い時は、皇兄弟及び其の子孫、皇伯叔父及び其の子孫の順序に傳へることになつて居て、やはり嫡出を先にし、庶出を後にし、長を先にし、幼を後にすることになつて居る。要するに、皇位は天皇直系の嫡庶子孫が繼承し、直系子孫の無い時に、支系に移るのである。

くわせい【課税】 税を課すること。課税は目的、標準、税率等を明かにし、法定の機關の裁決を経て執行する。税の條参照。

くわぞく【華族】 族籍の稱。士族、平民に對す。貴族、華胄と云ひ、皇室の藩屏とも稱す。華族の稱は、明治二年六月十七日の行政官達に「官武一途上下協力ノ思召ヲ以テ自今公卿諸侯之稱被廢、改テ華族ト可稱旨被仰出候事。但官位ハ可爲是迄之通一候事。」とあるに始まる。明治十一年内務卿大久保利通が暗殺された際、その嗣子利和を華族に列せられたが、これが門

地に拘はらず、勳功に依つて陞族された嚙矢である。明治十七年新に爵位の制が發布され、公侯伯子男の五爵を従來の華族及び由緒ある神官僧侶、維新の功勞者等に授けられ、有爵者を華族とすることに定められた。現今の華族は、即ち此の制度に據つたものである。やはり門地の如何に拘はらず文武官でも、學者でも、實業家でも、功勞に依つて華族に列せられ、華族も亦勳功次第で陞爵されるのである。華族は族稱ではあるが、又臣民の名譽の表象である。そして、士族や平民の持たない或種の特權を

持つて居て、皇室の殊遇に浴してゐる。(詳細の規定は、明治四十三年五月八日皇室令第二號華族令熟覽)

くわへい【貨幣】 かね。おあし。金銭。金、銀、白銅、銅で、大小圓形に分量を定めて鑄造し、價位を表示し、政府から國內に發行して、物品賣買の爲に通用せしめるもの。即ち通貨。又、各成分に依つて、金貨、銀貨、白銅貨、銅貨とも呼ぶのである。別に金銀貨の代用をする紙幣(兌換券)がある。實質は無いが、「おあし」として通用する點に於て、何等貨幣と異ならないのであ

る。紙幣の條参照。

くわへいせいど【貨幣制度】

貨幣に關

する制度。幣制。世界各國多くは價格の變動の比較的少い金を以て貨幣の基準としてゐるが、銀を以てする支那の如きもある。そこで、金貨本位制と銀貨本位制とに分れる。我が國も以前は銀貨本位制であつたが、後に外國取引の便宜なども考慮して、現今の金貨本位制に改めた。金貨に對して、銀貨以下のものを補助貨幣と云ふのである。

くわんいざいさん【官有財産】

政府

の所有する財産のこと。私有財産に對して云

ふ。帝室有財産、府縣有財産、市町村有財産等は、その範圍外である。官有財産とは官有財産管理規則に規定された、法定上の財産を云ふのである。例へば、土地、森林、原野、營造物、家屋、船舶、其他の附屬物がそれである。國有財産に同じ。官有地の處分に關しては、別に官有財産特別處分規則がある。國有財産の條参照。

くわんえいじけふ【官營事業】

政府で

經營する事業。民營事業に對して云ふ。鹽、煙草專賣、印刷、製鐵、營林、交通事業等其の収益は政府の財源となつてゐる。官業の

くわんげふぎんかう【勸業銀行】

勸業

の目的を以て設立された銀行の稱。我が日本勸業銀行は、各府縣の農工銀行と共に、主として農業及び工業の改良發達を圖る爲に設立されたもので、年賦償還の方法に依つて不動産を抵當として、農工業者に資本を低利で貸付けし、又公共團體や信用の確實な者には連帶責任の方法で、無抵當でも資本を貸付けるから、殖産興業に志ある者が利用するには便利である。明治二十九年法律第二十八號に「日本勸業銀行ハ農業工業ノ改良發達ノタメ資本ヲ貸付スルヲ以

テ目的トナシ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ク、但シ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニハ抵當ヲ徵セザルヲ得、不動産ハ總テ第一抵當ニシテ土地ハ確實ナル収益ノ見込アルモノ又建物は保險付ノモノニ限ル、不動産ヲ抵當トシテ貸付クル金額ハ鑑定價格ノ三分ノ二以内トス、年賦金は一年以上五年以内ニ於テ据置年限ヲ定メ元金ト利子トヲ併セテ各年ヲ通ジテ一定平等ノ償還額ヲ定ム、勸業銀行ノ配當金百分ノ五ニ達セザル時は政府ハ創立初期ヨリ十箇年ヲ限り之ニ達セシ

ムベキ金額ヲ補給ス」とある。今日、勸業債券の發行で有名な勸銀（日本勸業銀行の略稱）も、本来の目的は是に非ずして、工業の改良發達にあることが分る。

くわんしよく【官職】

官廳の職務。官制に依つて、官府から任命される文武官の職。

くわんせい【官制】

閣省の組織、任務、人員、其他を規定したもの。法制局に於て立案して閣議に附し、樞密院の諮詢を経て勅裁の上發布される例である。

くわんり【官吏】

官職を帯び、官廳の事務を執るもの。役人。能く服務規律を遵守

し、身を持つること端正、廉潔であつて、官吏たる威信を保持せねばならぬ。それと同時に、公器に參與する者であることを自覺して、心を虚しくし、私を去り、至公至誠を以て事に當り、決して親戚故舊又は同郷の夤縁に依つたり、一黨一派に偏したり同僚間に朋黨を作つて庇保引援したり、條理を任けて裁斷を左右するやうな事があつてはならぬ。總て誠實格勤を以て其の職に盡し、而も民間と接觸することの多い職司にあつては、懇切鄭重を旨として、一般の利便を圖り、進歩した現今の時勢に適應す

ることを努めねばならぬ。官廳の執務時間は、休日及び休暇日を除く外は、四月一日から七月二十日迄は午前八時から午後四時（土曜は正午）まで、七月二十一日から八月三十一日迄は午前八時から正午まで、九月一日から十月三十一日迄は午前八時から午後四時（土曜は正午）まで、十一月一日から三月三十一日迄は、午前九時から午後四時（土曜は正午）迄であつて、平日は七時間乃至八時間の勤務である。それに七月二十一日から八月三十一日迄の間に、二十日以内の休暇を（事務の都合に依つて暑中休暇を

取ることが出来ない場合は他の適當な期間に）與へられるのであるから、筋肉労働者が八時間の原則すら無視されてゐる今日に於ては非常な優待と云はねばならぬ。宜しく一意公に奉ずるの精神を以て緊張し、出勤時間を厳守し、執務能率の増進を期するは勿論、綱紀肅正を如實にすることを心掛け、只管事務の簡捷と人民の利便とを圖るべきである。官吏と長官との關係は、労働者と資本家との關係の如きもので無いから、待遇問題に就て怠業をやつたり、同盟休業をやつたりするのは、以ての外の心得

違ひである。これ一身を以て公に奉ずる者が、私欲の爲に人民の幸福を裏切る者であつて、不徳これより甚しいものは無いのである。

けげ

けいくわく【計畫】

實行前の豫備行爲。

例へば、一事業を成すに當つて、その事業の性質其他を講究して、遺算なき計畫を立てる。その計畫に依つて實際的建設に當る。進行に進行を積んで、その結果が事實

の上には現はれる。それが計畫の完成である。計畫が善かつたとか、まづかつたとか云ふことが、結果に由つて始めて分る。最初から悪い計畫なら、その結果が悪いのは云ふ迄もない。計畫は理想的で、最善を期することが必要だが、それが又色んな條件に由つて妨げられることがある。そこで、適當な計畫と云ふことが叫ばれるのである。とにかく、計畫は實行の母である。「都市計畫」「財政計畫」。

けいさい【經濟】

經國濟世の義。人が

其の生活を維持し、幸福を増進する爲に、

必要な財貨を得て、諸種の欲望を満足させる過程を云ふ。その過程には、生産、交換、分配、消費の四つがある。例を一身一家に取つて見ると、生活する爲には収入がなければ、支出(仕拂)をすることが出来ぬ。若し支出ばかりあつて、収入が無いと云ふやうな状態では、生活の安定どころか、それを持續することは難かしい。生産乃至努力に由る収入が、支出に不足する場合には、他から融通して生活を支持する外ないのである。如何にして收支の辻褄を合せて行かなければならぬ。その收支の調和を圖る

のが、經濟上の目的である。所謂世帯持の上手だと云ふのは、經濟的手腕のあることを云ふので、收支の宜しきを計つて、剩餘金を貯蓄する位の主婦を指すのである。經濟は單に一身一家の經濟のみで無く、社會的に見れば其の組織は複雑になつてゐる。労働と資本との關係、金融界の諸現象、生活難易の問題等、何れも經濟に基因するものである。經濟状態を政治地理的に觀察する場合には、中央經濟に對して地方經濟がある。又個人經濟に對して、國民經濟、社會經濟、國家經濟等がある。組織内容から見

る時は、學校經濟、工場經濟、病院經濟、會社經濟、商店經濟もあり、公衆生活を基準とする時は、農村經濟、都市經濟もある。實生活の問題は、一に此の經國濟世の問題に外ならぬのである。

けいさつ【警察】 法律の違反を警め、風紀を取締り、人民を保護する役目を持つてゐる。その職務を執るものを警官、又は俗に「お廻りさん」と云ふが、官職名は警視、警部、警部補、巡查部長、巡查等に別れてゐる。その執務する處を警察署と云ひ、其の下に警察分署、駐在所、交番所等がある。

一四六
又、警察署の上に東京府には警視廳、其他の各府縣には警察部があつて、警視廳監又は警察部長が監督の任に膺つてゐる。凡そ警察の要は會て某内相が地方長官に訓示したやうに、「機に臨み變に處し、寬嚴宜しきを得、保護を主として威嚴を事とせず、公と愛とを以て衆庶を待ち、常に此の二義を服膺し、以て其の實效を擧ぐるにあり。」であるから、人民を威壓したり、犯罪を摘發したりするよりも、犯罪を未然に防ぎ、人民と意志の疏通を圖つて、治安維持の任を全うするのが本務で無ければならぬ。我等

も亦彼等を侮辱したり、彼等に反抗したりするやうな事をせず、出来るだけ便宜を與へるばかりで無く、互に相戒めて民衆警察の効果を擧げたいものである。

けいじ【刑事】 探偵調査のこと。犯罪の捜索や、風紀の視察や、高官の護衛や、危険人物の監視や、特殊の任務を帯びるものである。大抵私服で居る處から、角袖調査などとも稱する。

けいじそしやうはふ【刑事訴訟法】 刑事訴訟に關する一切の事を規定した成文律。
けいじもんだい【刑事問題】 刑法上の

犯罪となる事件。用例、「刑事問題になる」「刑事問題が起つてゐる」

げいじゆつ【藝術】 昔は身に學び得たる文武の事を云つたものだが、今は武事を除外して、文事に就てのみ云つてゐる。即ち槍術でも劍術でも昔は藝術と呼んだが、今は然うしたものを武術と云つて、藝術と區別してゐる。藝術と稱するのは、絶對美の表現であり、理想を現實化せんとする努力である。文藝、美術、音樂等を指すのである。藝術を愛好する者は、美を享樂する所の高尚な感情、即ち美的情操が發達する。美的

情操の満足は、決して人格全體の満足では無いから、時としては道徳と藝術とは相容れぬことがある。併し、藝術上の卓越した作品には、崇高な道徳的情調が漂ふから全然道徳を無視するもので無い。唯低級な藝術は、精神上に悪影響を及ぼすから、藝術の選擇に就ては注意を要する。

けいはふ【刑法】 刑法法規のこと。即ち犯罪と刑罰とを定めた法律規定である。實質的の意味では、國家の刑罰權の實體たるべき刑罰法令の總體を指すのであるが、通常用ゐられてゐる刑法なる用語は、形式

的意義の刑法で、刑法々典を指す。我現行刑法は明治四十年四月二十四日法律第四十五號で公布されたもので、第一編總則は刑法の總てに涉る總括的規定で十三章七十二條より成り、第二編罪は各論で個々の犯罪及び其の刑罰の詳細に涉る規定をなし、四十章百九十二箇條ある。但し陸海軍軍人に對しては、別に陸軍刑法、海軍刑法などの特別法が適用される。

けいやく【契約】 一事をなすに就て相互に承認した約定。約束の取極め。文書に作成したものを契約書と云ふ。不文の契約即

ち口約は信用上締結され、人格に信頼を置くものであるから、立會人が無ければ他日の證據とはならぬ。が、契約書は各自交換して、一通づつを保有する事となるから、後日紛議が起つた際の證據として、效力を發揮する。總て契約は、双務的のものであつて、片務的のものであつてはならぬ。片務的の契約は、契約としての効力が薄弱である。縦令不文にせよ、その契約を履行することは、自己の人格を尊重すると共に、他の人格を尊敬する所以であることを記憶せねばならぬ。

けういく【教育】 教へ育てること。人を導いて、修身倫理學問藝術等を教へ、智能を啓發すると同時に、徳器を成就せしめるのが、その目的である。教育の内容には、智育、徳育、體育、情育、性育等があるが、兒童教育にあつては専ら智徳體の三育を施して、第二の國民を養成する。稍進んで、情育乃至性育を授けるのである。教育は單に學校教育に限らず、家庭教育、社會教育等があつて、少年少女に教化を與へ、感化を及ぼすことは少くない。廣い意味の教育は、校庭乃至教室内とは限らぬ。家庭教育

及び社會教育が、或は學校教育より以上に
有力な場合もあるが、何と云つても學校教
育は基礎教育であるから、これを等閑にす
ることは出来ぬ。兒童の能力の程度、家庭
の富力の程度を考へて、國民教育より進ん
で、中等教育、専門教育の門に入るべきで
ある。人としての教育は素より必要ではあ
るが、何でもかでも最高學府を終へねばな
らぬと云ふことは無いのである。國民教育
を終へて、公民的修養を積めば、それで立
派に國民として生活し得るのである。

けういくちよくこ【教育勸語】 教育に

關する勸語のこと。明治二十三年十月三十
日明治天皇の下賜されて、我が國教育の大
本を定められたものである。本書巻頭參照。
けつこん【結婚】 夫婦の縁を結ぶこと。
我が民法上の結婚は、男子は満十七歳、女
子は満十五歳に達することを要する。又、
三等親内の傍系血族の間では、結婚するこ
とが出来ぬ。家を主として云ふ時は、妻と
なつて夫の家に入る場合と、夫となつて妻
の家に入る場合とがある。その何れにして
も、結婚した以上は、一方の戸籍を離れて、
他の一方の戸籍に入る事となる。結婚の届

出は、双方の父母又は兄弟(戸主)の同意を
得て、二名の證人と本人夫妻の連署を以て
する事になつてゐる。又、直接所屬戸籍役
場に出頭して、口頭で届けても宜しいので
ある。女子が満二十五歳、男子が満三十歳
に達すれば、父母の同意を要しないが、そ
れは民法上の事であつて、子としては親の
承諾を得るのが道である、殊に家族制度の
我が國に於ては、一家の平和を保つ爲に、
可成的父母兄弟の諒解を得ることが必要で
ある。父母の同意を要しない年齢の規定は
萬已むを得ない場合の規定である。結婚の

形式には、媒酌結婚と自由結婚とがある。
野蠻時代に行はれたやうな掠奪婚は茲に云
ふ限でない。媒酌婚は、双方の親又は一方
の親の希望に依る媒酌にしても、全く他人
の鑑識に依る媒酌にしても、戀愛の結果媒
酌人を頼んで父母に交渉して貰つた程度の
ものにしても、配偶を取極める爲に仲介を
要したのを云ふのである。その内面から見
れば、政略婚もあれば、強制婚もあり、戀
愛婚もあると云ふことになる。自由結婚は
何等媒酌人を要せず、又父母の許諾をも得
ず、双方の自由意志に依つてなされたので

ある。勿論戀愛婚であるが、中には欺瞞婚もあるに相違ない。正式結婚に對して野合と云ふのは、民法を無視し、我が國の結婚制度を否定し、所謂鍋組夫婦となつて共同生活を営み、その離合自由にして共産生活に類する者があるからである。結婚は一場の遊戯では無いのだから、何處までも愛を基調とした、嚴肅なものとして行ふべきである。

けっさん【決算】 收支を明かにした計算。營業上では收支並に損益の勘定のこと。勘定仕上げ、官衙學校等は本年四月から翌年

三月までを會計年度として、年度末に決算するが、銀行や會社は一年を折半して上半期及び下半期とし、其の半期末に決算するの例である。其他は大抵歳末決算である。

けつしゃ【結社】 共同の目的を達する爲に合意によつて、設立した永續的の結合を云ふ。秘密結社、政治的結社などがある。前者は、その性質上公序良俗に反するものであるから、世界各國では之を禁止してゐる。日本臣民は憲法第二十九條によつてある制限の下に結社の自由權を有する事は集會の場合と同様である。集會の條参照。

けつぞく【血族】 血筋の人。血縁のある親族。自然血族と法定血族の二種がある。親族の條参照。

けん【縣】 一地方長官の支配する地域の區分の稱。現時、全國を神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨、福島、宮城、巖手、山形、青森、秋田、長野、新潟、富山、福井、石川、靜岡、愛知、岐阜、三重、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、岡山、廣島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、福岡、大分、熊本、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄の四十三縣に分たれてゐる。縣

の長官は知事と云ひ、其の下に内務部長、警察長、理事官等がある。皆官選であつて、内務大臣の監督を受ける。縣の人格、財産、財源、縣會の權限等は、府縣制によつて規定されてゐる。

けんいざいさん【縣有財産】 縣の所有してゐる資産。廳舎敷地、山林原野等。

けんがう【元號】 年號のこと。明治、大正の如きは、それである。改元の條参照。

けんくわい【縣會】 縣管内の市町村公民から選舉された議員を以て成立し、正副議長、參事會員等を互選し、歳出入經費其他

を審議する。即ち縣の議決機關である。選舉資格は、縣内の市町村公民で、一年以來其の縣内に於て直接國税を納める者。議員の任期は四箇年で、衆議院議員と兼ねることが出来る。

げんしゆ【元首】

人民の首長。國君。君主國體にあつては、皇帝、國王であり、民主國體にあつては、大統領、執政等、人民から選舉された者である。我が國に於ては天皇は國の元首に在します。

けんせい【縣稅】

縣の財源に充てる爲に縣の徵收する税金。國税に對して地方税と

も云ふ。戸數割(又は家屋稅)營業稅、直接國稅附加稅は一般的だが、縣に由つては酌婦稅、畜犬稅、遊興稅、其他種々の雜種稅(特別稅)を課して居る。従つて其の稅率も各縣各様である。

げんせき【原籍】

本籍。戸籍の原本の地を原籍地、又は本籍地と云ふが、略して原籍又は本籍とも云ふのである。寄留地に對す。寄留者若くは旅行者にあつては、現住所と原籍地とは異なつてゐる。原籍地は單に戸籍の所在地を意味するのであるから、その原籍地の地名番地内に土地家屋を

所有せぬは勿論、現住もせず、他の所有地にすらなつて居るのである。

げんたつ【言達】

官意又は團體の意志を、人民又は團體員に言葉で通すること。達は、太政官達、行政官達、縣達等の達であつて、所謂「おたつし」である。「おしは官尊民卑時代」に用ゐられた敬稱である。今日でも、まだ官廳から發する訓令に、達何號と稱するのがある。言達は文書にする程の事ではなく、使者の口上を以て達するか、さもなければ緊急の場合にする口達である。緊急の場合に、區長などが區内に或事を通知

けんぱふ【憲法】

(一)のり。或團體生活者の準據すべき法則。例へば、一家に限られたのが家憲、團體の深刻な制裁を含む規約を團體の憲法と云ふ。普通の團規、會則などよりは、重い意味を持つてゐる。(二)一國の施政の大道を制定した大法。即ち國憲。一般に憲法と云ふ場合には、この國憲を指すのである。帝國憲法の條參照。

けんり【權利】 人として、國民として、正しい自己を實現するに當つて、その自由を妨げられることの無い保障を云ふのである。(一) 道徳上の權利は、己の自分を完うする爲に、他の人格者に對して有する要求である。即ち、自分が言責を履行する爲に、他の人にも言責を履行して貰ふの類である。徒らに自己の權利のみを主張して、其の義務を果すことを怠るのは、決して人格者と云ふことは出来ぬ。又、自己の義務は遂行しても、その權利を棄て、顧みない者は、自己の人格を尊敬する人とは云へぬ。權利

義務は相待つて離るべからざるもので、義務を遂行する爲に權利を主張するのであり權利を主張する爲に義務を遂行するのである。(二) 法律上の權利は、與へられたる利益の保障である。即ち、社會の安寧秩序を紊さず、公益を害せざる範圍に於て與へられた個人の利益を支持し得る權力である。この保障は、我等が國家に對して一定の義務を負はしめられると共に與へられたのである。若し其の義務を怠る時は、國法に照して、公權を停止されることがある。又、我等は他人の權利を尊重して、これを侵害

してはならぬ。他人の權利を侵害せぬのは總て自己の權利を尊重する所以である。權利の侵害に就ては、それぞれ法律上の制裁がある。併し共同生活の社會に於ては法律のみでは、複雑な人事の總てを支配するもので無いから、其處に道徳がある。法律上の制裁を免れても、道徳上の制裁を免れない場合もある。權利義務に就ても、この法律と道徳との両者が相調和して、社會の幸福を増進するものである。だから、個人としても、法律上の權利義務と共に、道徳上の權利義務を重んずる人で無ければ、

完全な人と云ふことは出来ぬ。
けんゐ【權威】 (一) 權を執つてゐるに就ての威勢。即ち權勢を揮ふとに由つて生ずる威力。權威に屈服した權威をささ及ぶものが無いの例。(二) 優越の地位を獨占してゐる意味にも、絶對的信用から生ずる偉力の義にも用ゐる。オーソリチー。科學界の權威「文壇の權威」權威ある學說等。近時、新聞雜誌の廣告欄に、商品、製作物、賣藥、映畫其他に權威が濫用されてゐるがそれ等は茲に掲ぐる意味とは甚だ遠いものである。然うしたものに對しては、絶對的

信用が置けないばかりで無く、商業道德界の權威と認めることが出来ぬ。文字上の誇張は、決して權威を重からしめる所以では無い。よし誇大な自己廣告をして、權威の押賣をしても、其の内容が乏しければ、世の物笑となるに過ぎぬ。

こしこ

【子】 両親の間に生れた人。小の義。最初に生れた男性を長男、順次二男、三男といひ、女性を長女、二女、三女と呼ぶ。で、

長女の次に生れても長男であり、三男の次に生れても長女である。男子を息、伴、女子を娘と云ひ、他人のに對しては令息、令嬢と呼ぶ。更に御叮嚀に、御令息、御令嬢などと敬稱することもある。子の生れたばかりのを赤子又は赤兒、乳離れのしないのを稚兒、乳兒などと云ふ。幼少なうちは、幼兒、小兒、童子、子供と呼び、小學校在學生徒は特に兒童と稱してゐる。子は幾ら成長しても、親に對しては子である。親子の間に於ては、子には子の務があることを忘れてはならぬ。親子の條参照。

こうえき【公益】

公共の利益。社會一般の利益。世人一統の利益。世益。私益に對して云ふ。金錢のやうに算盤にあけて勘定されるものばかりが利益で無い。算盤にあけて何程と勘定することの出来ない利益もある。世の中の爲になると云ふが如きは、それである。私財を投じて運河を開鑿するとか、教育事業に寄附するとか、公共の爲に盡すのも公益である。貧民を救済するとか、公園掃除の爲に勞力を提供するとか、崩れた道路を直してやるとか、社會の爲に働くのも公益である。他に率先して殖産興

業を起し、世人に利益を與ふるのも公益である。公益は私慾を抑制して、博愛に邁進するにある。

こうえきげん【公益業】

公共の便益を圖る事業のこと。新聞事業、雜誌事業、通信事業、銀行業等を指す。固より營利事業ではあるが、その性質が社會のため、文化のために盡す所が少くないからである。

こうきようしん【公共心】

公衆と共にする心の義。一身一家の私利を貪らず、共同一般の福利を増進するの念である。言ひ換へれば、利己の外に利他をも計つて、共同

生活の幸福と利益を企圖することである。利己は己を利すること、自分の立身出世なり、利権の獲得なり、幸福の獨占なりを欲する心である。その極端なものは、排他の外に何も無いと云ふことになる。利他は他を利すること、他の幸福の爲には自分の利益をも犠牲に供するのである。公共心は其の中庸を得たもので、自己の存在を認めると同時に他の存在を認め、自己を利するに共に他をも利することである。所謂幸福の均霑を希ふ心である。公德も公益も、畢竟するに、この公共心の發現である。

こうきようじげふ【公共事業】 府縣、市町村等の事業。個人の營利事業に對して云ふ。公共團體の事業。

こうきようだんだい【公共團體】 官廳以外の地方自治團體。獨立の人格を有し、財産の主體たるの觀念を持つてゐる。

こうけん【公權】 公法關係に於て存立する權利。この權利は、國家が其の安寧秩序を維持し、人民の幸福を増進せんが爲に、國法に由つて臣民に與へたものである。だから、臣民たるものは、公權を重んずるの勿論、公權を正當に行使し、濫用又は放

棄するやうな事があつてはならぬ。これ、國家が公權を與へた目的に反するからである。公權には參政權、自由權、行爲請求權の三種があつて、其の性質、範圍等は皆異なつてゐる。又、國家組織上に於ける所謂三種と、この三種の權利とは、別種のものである。參政權、自由權、行爲請求權、公法の各條參照。

るもの。公債證書。(二)政府事業又は救済資金等に充てる目的を以て、利率、返済期限及び方法、其他の條件を公示して、借金を公募するもの。國債。公債。内國に於て公募し、民間の遊資を吸收するを内國債、略して内債と云ひ、外國に於てするを外債と云ふのである。(三)府縣が資金を得る爲に公募するのを地方債、又は府縣公債と云ひ、自治團體の市町村のを市町村債と云ふのであるが、これ等は監督官廳の認可を得た後に公募する。

こうさい【後妻】 後配の妻。先妻に對し

て云ふのである。継妻。後妻を娶る際、殊に先妻に子のある場合には、一家の圓滿を期する爲に甚深の注意を要する。後妻の資格は、最初の妻よりも選擇が難かしいと稱されてゐる。

こうしゆう(公衆)

社會の人々。世人。治者對被治者の關係に於ては、臣民、國民、公民、人民、民衆、庶民等の文字を用ゐるが、一般世人殊に外國人をも含めて云ふやうな場合には、穩かに斯う呼ぶのである。「公衆電報」「公衆電話」「公衆衛生」「警察と公衆」等。

こうしゆう(公衆衛生)

世間の人々の生を衛ると。即ち社會共同の生活に於て、相互に守らなければならぬ衛生。個人衛生又は家庭衛生に對して云ふ。春秋二季の大掃除、傳染病の豫防、道路の清潔、汚水の排除、共同便所の消毒、塵埃の處理、蚊蠅の驅除等、總て公德を重んじ公衆の健康上に害を及ぼさぬやうに注意することが、公衆衛生の目的に叶ふものである。かの自分の事を考へて他人の迷惑を顧みずに、塵埃や紙屑等を道路や溝渠に投棄したり、下水を路上に汎濫させたり、

傳染病の汚物を密かに用水堀で洗濯したり泥溝の水を通路に撒いたりするのは、公衆衛生の何たるを解せぬ人である。野蠻人、半開人、文明人の差は、この衛生思想の有無に就ても見ることが出来る。社會の文化が進歩するに伴うて、公衆衛生の思想が發達する。共同生活の眞諦を解する者は、必ず克く公衆衛生を守るべきである。

こうしよく(公職)

(一)公に奉ずる職務の義。俸給に衣食する官職と違つて、無報酬のことが多い。縦令報酬を得ることがあつても、その額が甚だしい。名譽職とも

云ふ。議員。縣市參事會員。市町村學務委員等の類。(二)自治體に於て選舉された市町村長、及び其の下に執務する吏員。官府の任命に係るもので無いから、官職と區別して公職と云ふのである。

こうせい(公正證書)

公證人に依頼して、作成した證書を云ふ。公正證書であれば、債務者が義務を果さない時は、裁判を用ゐないで差押をすることが出来る。

こうそ(公訴)

犯罪を證明し、刑を適用することを目的とする訴訟である。新刑法に

據ると、公訴は検事が行ふのであつて、被害者の告訴を待つて起るものではない。(刑法第二百七十八條熱覽)

こうはふ【公法】

人類が團體的共同生活を維持し、發達せしめて行くに必要な社會生活の規範の中で強行されるものを法律といふ。法律を大別して公法及び私法とする。公法とは人類の國家生活即ち公的生活の法律を指すものである。換言すれば私法は民事生活に關する法律であるのに對して、公法は人類の政治生活に關する法律である。例へば憲法、刑法、行政法、民事訴訟法、

刑事訴訟法、裁判所構成法などの廣義の國法及び國際法などは公法である。「私法」の條參照。

こうふ【公布】

普く世に觸れ示すこと。法律は勅令を以て公布され、公布されると、そこに始めて臣民遵行の效力を生ずるのである。憲法第六條に「天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス」とあつて、帝國議會の協賛を経て成立した法律は、裁可、公布、執行の段取となるのである。蓋し、裁可に依つて立法の事が完結し、公布に依つて臣民遵行の效力が生ずるので、その執行

こうみん【公民】

を有司に命ぜられるのである。公の民の義。おほみたから。天皇統治の下にある我が國土を公土と云ひ、住民を公民と云ふ所から見ると、皇室直隸の公民を指すのである。舊幕時代には、陪臣、陪々臣、陪々々臣などと云ふ風に區別されて居たが、明治維新——所謂王政復古以來、皇土に住する者は總て公民となつたのである。公民は即ち國民のことである。以上は一般的の解釋であるが、市町村制に於ては、特に公民と云ふものを規定してゐる。その規定に従へば、住民であ

つても公民で無いものがあり、國民であつても公民で無い者がある。住民とは其の市町村内に住所を有する者を指すので、市にあつては市住民、町村にあつては町村住民と稱する。帝國の臣民で、獨立生計を營む年齢二十五年以上の男子が二年以來市町村住民となつて、二年以來其の市町村の直接市町村税を納める者を、其の市町村公民と云ふのである。但し、貧困の爲に公費の救助を受けた後二年を経ない者や、禁治産者や、準禁治産者や、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處された者は、縦令以上の資格が

有つても、市町村公民とは認めぬのである。要するに、公民とは、市町村制に於て特定されたもので、國民全體の謂では無い。獨立の生計を立て、居ても、女子は公民では無く、二十四歳から下の青年も亦公民たる資格は無い。で、公民の資格を極めるものは、性別、年齢、居住年限、納税額である。換言すれば、市町村公民とは、國民に與へられたる一種の權利を云ふのである。

こうみんけん【公民權】 公民たるの權利。市町村の選舉に參與し市町村名譽職に選舉される權利を持つが、他方に於ては市

町村の名譽職を擔任する義務を負ふのである。だから、名譽職に當選した場合に、謂はれなく辭退することが出来ぬ。若しも其の義務を負はぬ不心得者があれば、一年以上以下其の公民權を停止し、場合に依つては停止期間内其の負擔すべき市町村税の十分の一以上、四分の一以下を増課することが出来る規定である。公民權は、公民たる資格條件の一つを缺けば喪失もするし又停止もされるのである。公民は宜しく其の權利を尊重すると共に、良心の命する所に従つて義務をも履行すべきである。市町

村の興廢と住民の幸福は、公民の双肩に懸かつて居ることを思はねばならぬ。

こうみんだうとく【公民道德】 公民の守るべき正義公道を云ふ。公民は帝國臣民であつて、市町村住民たることを要するのだから、國民道德の範疇外には出でないものである。國民道德の條参照。

こうむ【公務】 國民が國家又は團體の爲にする公共的事務のこと。一人の業務に對して云ふ。官吏、陸海軍人、公吏、貴族兩院議員、府縣會議員、市町村會議員等の從事する職務は、即ち公務である。官公吏の

職權は同一で無いが、國家統治權の一部を委任された點は異なるのである。だから、公務を執るには、忠實と勵精を主として、嚴正と公平を持ち、毫末も私曲の無いやうにすることが必要である。若し萬一、公職を利用して私利を圖つたり、情實に牽かれて條理を任せたり、賄賂を收めて偏頗な處置を取るやうなことがあつたら、不忠不徳これより甚しいことは無いのである。それは天皇陛下の委任に背き、國民の幸福を裏切る行爲だからである。官公職に在る者の收賄は瀆職罪に問はれるのみならず

人民の贈賄者も亦罰せられるのである。官吏たる者は、自己の國家及び團體に於ける地位を自覺し、其の職責を重んじ、法規の命する處に従つて執務し、常に國家國民の休戚を念とすべきである。自己の不滿に由つて怠業を敢てしたり、私情の爲に公務を曠廢したり、權威を笠に著て民衆に濫んたりするの惡弊は、努めて廓清しなければならぬ。と同時に、民衆も亦公務を執る者に同情し、反抗乃至輕侮の風を示して、その執行を妨げないやうにしなければならぬ。官民の調和は、少くとも公務の執行を

圓滑にするものである。

こうり【小賣】 生産者乃至問屋から物品を受けて、額の多少に拘らず販賣すること。卸賣に對して云ふ。小賣營業の鑑札を要する。

こうり【公吏】 市町村の自治に従事する人。その上司は自治體に於て選舉され、部下吏員は上司の任免する所に係る。

こくいうざいさん【國有財産】 國家の所有する財産。その範圍に入るべきものは、動産でも不動産でも、苟も價格を有するもので、貨幣に換算することの出来る公法上

並に公經濟上の財産の總てである。それを性質上から見ると廣義的財産、法律上から見ると狹義的財産に二大別される。後者は我が官有財産管理規則で限定された法定上の財産であり、前者は法定以外の總てを包含する。例へば、陸海軍兵備品所屬の兵器、彈藥、秘密圖書、馬匹、戰時材料、陣營具、港灣防禦用品、艦營繫留用品等を始め、特別會計所屬中の各官營作業の運轉資本、固定資本、各種資金及び積立金等から、預金部所屬の預金及び保管供託金、並に物品會計所屬の閣省官衛の器具、機械、備品、動

物、其他各在庫品等は、性質上の財産である。そこで國有財産は如何程あるかと云ふに、政府所有財産總價額六十六億三千二百一十二萬七千二百五十三圓、政府所用外地評價額四百八十億圓、各資金及び資本其他十四億七千二百四萬七百三十八圓、總計五百六十一億三百二十六萬七千九百八十九圓の概算になる。

こくか【國家】 土地、人民、獨立の統治權と云ふ三個の要素から成立つてゐる。例へば、家屋には敷地が必要であり、又は住居する人が無ければならず、更にそれを支配

する人があつて、始めて維持されるやうなものである。國家は實に人類の組織する有機的團體中で、最も大なる價值と、確實性と、發展性を有するものである。國家に於ける人民の單位は個人であり、それが家族を成し、團體を成し、以て國家の一要素となつたのである。人民は地上に棲息するものであるから、土地が無ければ定住する人民が有らう筈は無い。土地と人民とは離るべからざる關係にある。よし又、土地があり人民があつても、それを統御し、支配する所の主權、即ち統治權が無ければ、國家

は成立しないのである。恰も家族の上に主人の無いやうなものである。獨立の統治權とは、他の主權の制肘を受けないことである。かの屬國や、半屬國や、保護國などは土地と人民が依然として存在して居ても、他國の支配を受けてるのだから、獨立の國家と云ふことは出来ぬ。國家には權力があり、法律があつて、人民の生命の安泰と生活上の幸福を圖るものである。

こくかだうとく【國家道德】

國民道德 國と國との交際。重に中の國家に關するもの。我國に於ては明治の昔に憲法が發布され、議會政治が施行さ

れてるのだから、立憲國民たるの實を挙げねばならぬ。で、憲法の無かつた時代の道德とは、道德の標準がおのづから異ならざるを得ぬ。先づ第一に國民の立憲的精神を養ふことである。第二に國民的自覺を促すことである。第三に國民的努力を増進することである。議員選舉に不正が行はれたり憲政逆轉の非難が起つたりするのは、要するに選舉民が覺醒せず、政治家の自覺が足りないからである。我等は國家に對す責任を重大視することに由つて、國家道德が進歩するのである。

こくかう【國交】

國と國との交際。重に通商貿易上の必要から、修交するのである。修交の際は、必ず條約を締結する。相互の利益を保障する爲に、對等の條約を結ぶのが原則だが、國の地位に一等國、二等國、三等國などの差別があつて、劣等國は優等國に對して不對等の條約を餘儀なくされることがある。治外法權などは、其の著しい例である。それは甲國の人民が、乙國內に於て犯罪を敢てしても、乙國の法律で裁判することが出来ないのである。その代り、乙國の人民が甲國內に於て法を犯した

場合には、甲國の法律を以て制裁することが出来るのである。我が國も最初は三等國待遇を受けて、不對等の條約を結んだのであつたが、漸次國力が充實し、經濟的地位が確立するに至つて、治外法權を撤去して現行の如き對等條約を結び、遂に一等國の班に入ることが出来た。一等國間に於ては特命全權大使、其他に於ては特命全權公使を交換する慣例になつてゐる。國交は相互の和親を圖る事によつて保たれるのであるから、儀禮を守ることは固より必要であるが、對等的交際をやつて、國威を損傷せぬ

やうにするには、何うしても國力を充實して、優越の地歩を占めることが肝心である。併し、弱小國に對して、正義人道を無視するやうな事があれば、強大國の品位が著しく低下するを免れないから、國民は相戒めて、資本的横暴乃至軍國主義的威嚇を以て、徒らに國際的憎惡を買ふことを避けなければならぬ。

こくかしゆぎ【國家主義】 國家の價値を承認して、教育、政治、經濟、其他萬事を國家の存續と發展の上から打算する主義のこと。國家の存續と發展を企圖する者は、

この主義を奉ずるが、中には極端な國家主義を抱く者がある。それは唯自國の利益のみを考へて、毫も他國の利益を顧みないばかりで無く、人道を無視し、飽まで他國を排斥しても、自國の發展を圖らうとするのである。名づけて主我的國家主義と云ひ、誤られた國家主義であるとしてゐる。更に其の我利々々主義で、最極端なものに軍國主義がある。國家の一切を軍備擴張の犠牲に供するは勿論、武力的優越を期する爲には手段を擇ばぬので、一に戰爭に依つて他國を征服し、其の領土を侵略するを目的と

するのである。一朝計畫が齟齬すれば、國家を瓦解に導く恐ろしい主義である。

こくくわい【國會】 國の議會。地方議會たる縣會などに對して云ふ。帝國議會の條參照。

こくけん【國憲】 國家の組織、秩序を定める大典。帝國憲法の條參照。

こくこ【國庫】 政府の金庫。大藏。國庫剩餘金。教育費國庫支辨。國庫收入。國庫負擔。等

こくさいくわいぎ【國際會議】 交際を結んでゐる國々が會同して協議すること。

萬國會議。各國共通の利害に就ての協議もあれば、**國際共同の實**を擧げるに就ての相談もあり、又**軍備制限**に就ての協定もあれば、**平和促進の方法**に就ての會議などもある。總て一國の力では能くせないことを能くすべく、**世界協同の力**に訴ふるのである。「**國際平和會議**」「**國際勞動會議**」「**國際軍縮會議**」等。

こくさいさいばん【國際裁判】 國際間に起つた事件を裁くと。國と國との意見に間隔があつて、その紛議の決しない場合は第三國の仲裁裁判に附するの類である。

こくさいしゆぎ【國際主義】 世界平和の理想に基因するもので、その目的は國家の横暴を制するにある。即ち、或國家の歪曲を抑へようとするには、二國乃至二國以上の有力な國家の共同行爲を以てするの外無いのである。其處に國際的意義が生じて來る。國際主義は、國憲國法の精神を國際間に擴張して、互に國家の權利を尊重して、人類和親の責務を完うしようとするので、正義人道の國際化である。國家主義とは兩立し難いやうだが、此兩主義は其の精神に於て、相通するものがあるから、全然反對

の立場にあるもので無い。その點に於ては氷炭相容れない**主義的國家主義**や、**軍國主義**とは違ふのである。國際主義を實行して其の目的を達成するには、これを實現し得る強力な國家が必要である。無力な國家が如何に共同行爲を以て、他の強力な國家の軍國主義を制しようとしても、其の目的を達成することが出来ぬ。だから、**國家主義**を正しく維持し得る國家にして、始めて**國際主義**を實現し得るのである。己れの國家の權利を尊重するものにして、始めて他の國家の權利を尊重し得るのである。

こくさいだうとく【國際道德】 國家と國家との間に在する道德。國際會議又は國際道義とも云ひ、各國の交際の圓滑を圖り、世界の平和を維持する爲の公道である。凡そ國家は互に其の獨立と權利とを重んずると同時に和親を厚くする義務がある。かの權謀術數や、以レ夷制レ夷底の外交方針は、一時の利益を得ることがあるかも知れぬが永遠の不利を招くを免れぬ。國際の和親は信義に由つて保たれるのである。他國に對するに禮讓を以てし、苟も正義人道に反るやうな行爲を慎むべきである。世界人類の

の立場にあるもので無い。その點に於ては氷炭相容れない**主義的國家主義**や、**軍國主義**とは違ふのである。國際主義を實行して其の目的を達成するには、これを實現し得る強力な國家が必要である。無力な國家が如何に共同行爲を以て、他の強力な國家の軍國主義を制しようとしても、其の目的を達成することが出来ぬ。だから、**國家主義**を正しく維持し得る國家にして、始めて**國際主義**を實現し得るのである。己れの國家の權利を尊重するものにして、始めて他の國家の權利を尊重し得るのである。

福利は、國際協同によつて維持されることの少くないのは、郵便、電信、赤十字事業に就て見るも明かであり、又學者の交換教授や、學術上の會同や、美術展覽會のやうな文化的事業や、勞働問題及び軍備縮少問題の解決に就ても否定することは出来ぬ。世界同胞の理想の實現は、國際的良心の輝きである。が、誤つて國際間の利益が衝突して、避くべからざる戰爭に直面しても、戰時國際法と國際道徳を守つて、對手國の非戰國員、傷病兵、捕虜に對しても相當の待遇を與へ、徒らに危害を加ふべき

で無い。又、第三國は中立を嚴守する義務がある。國際間の事件は、國家の權利問題のみならず、個人の行動でも國際問題を惹き起すのであるから、國際和親の重んずべきことを知る者は、輕舉妄動を戒め、國家の不利を招かぬやうにせねばならぬ。斯うした國際道徳の實行は、各國民をして國際意識を發達せしめ、國際的輿論を起さしめるものである。國家道徳の低級な處に、國民外交の無いのは、人道博愛の精神を解しないからである。

こくさいはふ【國際法】 國と國との交

に必要なことを規定し、相互に侵犯すべからざる限界等を明かにした成文律。國際私法、國際公法、戰時國際法等がある。國法に對して云ふ。

こくさいれんめい【國際聯盟】 二國以

上の國家が規約を結び、聯合の力を以て或種の實行に當ると。例へば、傍若無人に暴力を揮ふ國家を膺懲する爲に、他の數國が聯合して全力を擧げるが如きである。攻守同盟は、單に軍事上の目的を以て二三國間に於て密約を締結するのであるが、國際聯盟は正義人道上から公明正大に行動するの

で、國際法及び國際道徳の進歩を語るのである。國際聯盟の理想は、戰爭を未然に防止し、世界の平和を實現するにあつて、人類の道徳的要求である。戰爭の慘虐と暴戾を知る者は、人類の自由を愛し、獨立を希ひ、安寧を望み、幸福を求め、發展を欲する心からして、平和に憧れるのは當然である。ヘーグに開かれた萬國平和會議の如きも其の企圖であつたが、遂に行はれないで世界大戰を見るに至つた。然るに、この大戰の慘毒の甚しいのに戰慄し、且心から鑑みる所があつて、ヴェルサイユ平和會議

に於て現今の國際聯盟が成立した。果して戰爭防止の目的を達し得られるか何うかは豫言し難いが、在來の平和同盟に一步を進めたもので、その實行力も形式一遍の平和會議の比では無い。國際聯盟の根柢は、國家が人格者として其の自由と正義とを享受しようとする要求にあるのだが、實際は法律、政治、經濟上の國際的組織として取扱はれてゐる。

こくせい【國稅】 國の用途に充てる爲に取立てる税金。國家の財源。地方稅に對して云ふ。直接國稅 間接國稅の二種がある。

略して直稅、間稅とも云ふ。地租の如きは直稅で、織物稅の如きは間稅である。稅率徵收方法等は、各種の稅法及び施行規則に依つて定められてゐる。稅法の條参照。

こくたい【國體】 國柄のこと。國法學から云ふ。統治權の所在に依つて異同を生ずる。即ち主權が君主一人に在る時は君主國體と云ひ、一般民衆に在る時は民主國體と云ふのである。我が國は皇祖建國の當初から、萬世一系の天皇、御位に即き給ひ、國家統治の大權は常に天皇の掌握し給ふ所である。王朝時代以降、時勢の變遷に依つて、

兵馬の權が武門の手に移つたこともあつたが、それは主權行用の形式に差異を生じた迄であつて、主權の所在には毫末の變化が無かつた。而も我が國は君主と臣民の間柄は家長と家族との關係であつて、頗る親密であるから、同じく君主國體と云つても、諸外國のそれとは大に趣を異にした、一種特別の君主國體である。

こくど【國土】 國の地面。地は天に對して云ふ言葉で、土地のことである。土地は國家の一要素として、重要なもの。「國土經營」國家の條参照。

こくど【國帑】 國庫の金錢。大藏の資財。國稅其他の收入に依つて得た國家の財源であるから、それを濫費することは出来ぬ。國帑窮乏を告げると、國家の經營に支障を及ぼすものである。國帑の豊富を期するのは、國家財政の局に當る者の任でなければならぬ。

こくぼう【國防】 一國の防備。即ち軍事的施設をして、外來の侵略に備へ、國土を守護すること。陸海軍を整へるのは、この萬一に備へんが爲であつて、所謂國防の要義に適ふものである。獨立國に國防の無い

のは、港灣に防波堤が無く、洪水を阻止する堤防の無いやうなものである。世界不和の理想の實現されない限り、國防の要はあり。國防計畫「國防の第一線」國防會議。

こくはく【告白】

告白すの義。自發的に一身に絡はる秘密なり、胸中の懊惱苦悶の経緯なり、誤られたる心事なりを云つて了ふこと。廣く世間の同情に訴へる場合もあり、心事の疚しくないことを表明する場合もある。自白、白狀等に比べると、對世間的の意味がある。

こくはつ【告發】

罪惡を發いて告げるこ

と。告げ訴ふること。重に警察官が違犯者を、人民が他の不正を摘發して、檢事などに訴へることを云ふ。告訴とは多少違つた意味に用ゐられる。

こくはふ【國法】

一國全般に渡る法度。國の法律、國憲國法と云ふ場合には、憲法と法律命令を指すのである。國法は、法律と命令とを合稱したもので、國家と臣民の關係、臣民相互の關係を規定したものである。民法、刑法、刑事訴訟法、商法等を始め、府縣制、市町村制、其他諸種の勅令、省令等は、皆國法である。國法は臣民に對

して絶對の服従を要求するのであるから、臣民はどんな事情があつても國法を犯してはならぬ。又、知らないからと云つても、國法を犯せば罪科を免れることは出来ぬ。だから、臣民は必ず國法に遵ひ、不正や不法の行はれぬことを期せねばならぬ。

こくひ【國費】

國の費用。國家の經費。

こくみん【國民】

ら。あをびとぐさ。蒼生。その國土に定住する人類のこと。我が憲法には、國民又は人民のことを臣民と稱してゐる。第二章に「國民權利義務」とあるのはそれであつて、

天皇に對して云ふのである。臣民の條参照

こくみんだうとく【國民道德】

國民に特有な道德であつて、國家の存續と發展を圖る爲に國民の必ず實行すべきものである。此道德の特種の發達を遂げた原因は、各國民の境遇の相違——主として地理的事情（地勢、氣候、風土）に由る生活内容の特異である。次は民族の性向であり、更に歴史の教訓が、國民道德の性質を規定する一條件となることは疑を容れぬ。我が國は世界極東の島國であつて、その地理的事情に於て、民族の性向に於て、上下三千年の歴史

に於て、殊に萬世一系の皇室を戴いて、大和民族の統一的發展を遂げたと云ふ事實が最も特色ある國民道徳を形造つたのである。國民道徳の振不振は、直ちに國家の繁榮と國民の福祉に重大な關係を持つものである。而して、我が國民道徳の根柢は國體であつて、特色は忠孝一致の大義である。快活、潔白、禮節、廉恥、慈悲、義勇等の諸徳を具備して、大義名分を重んずることが、我が國民の一大特色である。國民道徳は其の國に特殊な發達を遂げて、國民精神を支配する信條となつたものだが、併し

其の國の境遇（領土の擴張及び社會の進歩）に變化があつた場合に、大勢に順應する爲に國民道徳も亦多少の改造を要するのである。世界大戰後の我が國に於ては著しく社會狀態に變化があつたのであるから、人道主義的思想を消化して、偏狹、固陋の見から脱せねばならぬ。即ち、國民道徳の個人的、社會的、國家的、世界的方面に進歩的色彩を發揮すべである。

こくむだいじん（國務大臣） 國家の政務を行ふ官職。即ち、天皇輔弼の任に居り、詔命を宣奉し、政務を施行する者を云ふの

である。内閣總理大臣、外務大臣、内務大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、司法大臣、文部大臣、農商務大臣、逓信大臣、鐵道大臣の十大臣を以て内閣を組織し、各大臣は天皇に對して各その責を負ひ、總理大臣は内閣統一の任に當つてゐる。各大臣は各自事務を分擔して、相犯すことの無いやうになつて居るが、互に割據して勢力を張るのが主旨で無く、國務の整理進捗を期するのが目的である。若し内閣の統一が破れて、各大臣が分裂的行動を取るやうなことがあると、政務の進行を阻害するから、

首相は責を負うて辭職すると云ふことになる。總て大臣の引責辭職は、天皇輔弼の責に任ずるのであつて、天皇に代つて責に任ずるのでは無い。だから、天皇に對しては直接に責任を負ふが、人民に對しては間接に責任を負ふに過ぎぬ。何故かと云ふに、大臣の責を裁くのは一國の主權者たる天皇であつて、人民では無いからである。そして又、大臣の責任は政務上の責任であつて刑事上若くは民事上の責任では無い。刑事民事、行政の訴訟は、各種裁判所の公判に附すべきものである。政務上の責任は、一

に天皇に由つて裁制されるのである。大臣の任免は大権に屬して、議會と雖も如何ともすることが出来ぬが、大臣に失政等のある場合には、議員は質問に由り、大臣の答辯を求め、又は天皇に上奏して大臣の信任を問ふことが出来る。所謂政府彈劾上奏案となるのだが、それが大多数に由つて議決されるやうな場合には、民心の嚮ふ所を察せられて、大臣の辭意を容れられるのである。それから國務大臣は、法律勅令、其他國事に關する詔勅に副署して、大臣擔當の權と責任とを表示する。副署には各大臣悉く

副署するものと、總理大臣及び主務大臣の副署するものと、主務大臣の副署のみに止まるものとある。その分擔の政務に對して、責任を負ふの意である。併し、その副署の形式の如何に拘はらず、閣議に依つて決した事項は、内閣の連帶責任である。

こくりみんぶく【國利民福】 國家の利益と國民の幸福のこと。それは、善政が行はれることに由つて得られるのである。

こさくくわん【小作官】 農務省の屬吏で主として小作爭議の調停に任じ、地主と小作人の融和を圖り、其の利益の保護に努

める者。大正十三年十月新設。

こじんだうとく【個人道徳】

國民道徳

中の個人に關するもの。自己の良心に對して恥づべき行爲をしてはならぬと云ふのは、虚偽、欺瞞、陥擠、横領、騙取等の惡徳のみを言ふので無い。依頼心のみあつて、自主獨立の精神を缺くのも不徳である。責任觀念を明かにせず、好い加減に、曖昧に濁すのも惡徳である。善良な國民として生活するには、惡徳を排して、徳義を守るべきは當然である。先づ人格を尊重して權利義務の觀念を明確にすること、次に自由平等

の觀念を明かにして自主獨立の精神を養ふこと、更に經濟思想を涵養して各自の物質的生活を整頓すること等である。金錢に淡泊なることも一種の美徳には相違ないが、それが借金又は不拂等に由つて他に迷惑を及ぼす場合には、人格を傷つけることが多

こしゆ【戸主】

一家の主たる民法上の身分を謂ふ。戸主は家族制度の國に於て法律上重大の意義を有するものであつて、家は戸主の權力によつて統一され、其の團體員たる家族は一様に戸主の權力に服従すべき

ものである。戸主は即ち家なる親族團體の一員であつて、その家の他の所屬者たる家族を統轄監督するのである。戸主権は戸主たる身分に附隨して、家族を監督保護するための權利義務である。

こせき【戸籍】

家の籍の事。本籍に同じ。戸籍とは、家の法律上の所在である。人の方面から之を見れば、戸籍は其人の本籍であつて、戸籍と本籍とは同じ物を兩方面から見た名稱である。戸籍は戸主が任意に定め、又は變更する事が出来るもので、事實上の住所居所と同一でなくとも差支なく、

又自分の所有地でなくともよい。戸籍は又公正證書としての戸籍の意味に用ゐられる。この場合には戸籍とは各家の戸主及び家族其の本籍及び其の親族法上の身分に關する事項を記載する公正證書を謂ふのである。即ち吾人の身分關係の公知證明の具であつて、市町村長が之を管掌して居る。戸籍法の規定してゐるのはこの戸籍に就てである。戸籍法は大正三年法律第二十六號を以て公布され、大正十年法律第四十八號で改正され、新に第四十二條の二が附加された。

ごだいきやうこく【五大強國】

世界に

於ける五個の富強な國家。五つの一等國。現時は日、英、米、佛、伊の五個國を指す。世界大戦後の獨、露は此の列に入らぬ。

こんいん【婚姻】

夫婦の縁を結ぶこと。婚禮。民法上では結婚と云はないで、婚姻の語を用ゐてゐる。結婚の條参照。

ごらく【娛樂】

たのしみ。氣晴らし。人間の精力に制限ある以上、その勤勞長時間に互る時は、自然に倦怠の念を生ずるを免れぬ。少しの休息も與へずに、強ひて繼續しようとしても、心魂が入つて居ないのであるから、業務の進行に損失を來すは云ふ迄

もなく、衛生上にも惡果を招くのである。

そこで、休息時に於ける娛樂の必要が起つて來る。娛樂は、一時心身の活動を他に轉じて、疲勞した勢力の恢復を圖るを以て目的とする。車の護謨輪に譬へるなら、空腹状態に在る輪の中に空氣を送つて、新鮮な活力を孕ませるやうなのである。娛樂の種類は澤山ある。身體的娛樂、即ち運動としての遊戯、散歩、漕艇、水泳、大弓の類又、精神的娛樂、即ち、慰安としての讀書、演劇、音樂、美術、映畫、講談落語の類がある。人々の嗜好と體力とに應じて選

定するか、その業務の精神的と筋肉的に由つて異なるべきである。何れにしても健全であつて、弊害の伴はないのが善く、娛樂を求める他方にあつて、修養になるやうなものが可いのである。不健全な娛樂に耽ると、却て精神を疲癒し、慰安の目的に副はぬやうな事になる。社會一般的な娛樂を民衆娛樂と云ひ、慰安を兼ねて修養に資することを企圖してゐる。各人の智識の程度にも依るが、低級な賭博類の娛樂は避けるに若くはない。

これうち【御料地】

皇室の所有地のこと。

世傳御料地、普通御料地、御陵墓及び皇族地の別がある。世傳御料地は皇室典範第八章に於て定められたもので分割譲與することの出来ないものである。明治四十一年の調査に據ると、御料地總反別は二百二十六萬六千三百四十四町歩で、内譯は世傳百一萬三千六百二十二町歩、普通百二十四萬九千六百五十四町歩、御陵墓其他一千六百町歩となつてゐる。其後、公共團體等に拂下げられた御料地があるから、以上の總反別より減少を示してゐるに相違ないと思ふ。

みん

さいか【裁可】

法律命令の發布に際して、

天皇が親裁して認可し給ふことである。縦令立法府を通過した法律でも、裁可されなければ、法律の效力を發生せぬ。發布の條参照。

ざいがうぐんじん【在郷軍人】

郷に在

る軍人の稱。現に軍隊にあつて、軍務に従事しつつある軍人に對して云ふ。満期除隊の兵卒は勿論、豫後備役の將校、退役將校等

を包容する團體を名づけて、帝國在郷軍人と云ひ、各町村に其の分會が設けられてゐる。分會が各種の社會公共事業を施設するは、が、團體的勢力を頼んで横暴の非を受けるやうな事があつてはならぬ。社會共同の生活に於ける權利義務を尊重し、軍國的色彩を濃厚にして一般民衆の嫌惡と反感とを買ふことを避けねばならぬ。在郷軍人は宜しく自己の職業に勤勞し、郷土の平和を保つことを心掛くべきである。

さいけん【債券】

借金の券、國債、地方債、社債等に對して發行する。券面には、

利率、償還期限及び方法、責務者等を記入してある。私人の借用證書に對するもの。同じく債券と云つても、中には割増附の勸業債券などもある。債券は總て市場で賣買が出来るし、殊に國債券は政府に納入する保證金に充當することが出来る。

さいけん【債權】

金錢貸借及び賣買契約

上の保障、即ち貸金を回収したり、損害賠償の請求をしたり、契約の履行を迫つたり、應じなければ訴へたりすることの出来る權利である。もし學問的に云へば、債權とは、特定人が特定人をして特定行為を爲さ

しめる權利を云ふのである。で、債權は特定人間に於ける權利であつて、一方は他方に對して、或特定の行為をなさしめる權利を持ち、他は之を爲すべき義務を負ふのである。債權に對する義務を債務と稱する。そして、債權を有する者を債權者と云ひ、債務を負ふ者を債務者と云ふのである。又、債權債務を包括する全法律關係を債權關係と稱する。この債權に就ては我が民法第三編(債權編)に於て規定されてゐる。即ち第一章總則に於て債權一般に關する規定を設け、債權の目的、債權の效力、債權の主體

債權の讓渡及び債權の消滅を規定し、第二章以下は債權發生の原因を規定し、原因の異なるに従つて、章を分けてゐる。先づ第二章に契約を規定し、之を分けて等一節總則に、契約の成立、契約の效力及び契約の解除を規定し、第二節以下各種契約を規定し、第三章に事務管理、第四章に不當利得、第五章に不法行為を規定したのである。併し債權法の範圍は、却々廣く、その關係も亦錯綜して發生する場合が多いので民法の物權編、親族編、相續編中にも債權に就て規定してゐる。それから民法以外で

は、利息制限法、供託法、失火の責任に關する法律に於て、債權の規定をしてゐる。其他特別法として債權關係の規定を含むものには、商法、破産法(舊商法中)擔保社債信託法、保險業法、取引所法等がある。凡そ債權關係は、その内容が公の秩序、善良の風俗に反しない限り、私人は自由に之を發生せしめることが出来るのであるから、社會生活の複雑となるに従つて、なほ諸種の債權關係が發生するであらう。

さいこん【再婚】

再び結婚すること。二度嫁に行くこと。従來男子の再婚は餘り間

題になつて居ないが、女子の再婚には非難があつた。それは「貞女二夫に見えず」と云ふ貞操観念に基くもので、一たび夫を持つた以上は、よしんば其の夫に別れても、他に嫁いではならぬ、と云ふのである。貞操の原則としては固より尊重すべきであるが、併し出戻りとなつて、貧困な戸主の許に厄介にならねばならぬ場合とか、それ程の事ではなくとも、實家に長く同居することが出来ない事情があり、而も獨立生計を営むことが出来ぬと云ふ者などは、良縁があつて再嫁することは、必ずしも破倫の行

爲では無い。相當の遺産があつて、子女を養育せねばならぬ者は、勿論再婚は幸福を開拓する所以では無い。何れにしても、生活の内情と自己の環境とによつて決すべきであるが、唯遺族扶助料に衣食しながら、不徹底な再婚をするのは戒むべきである。

さいさん【財産】 人の所有する動産や不動産のこと。人には、法人もあり、私人もある。法人有には官有、公有、其他の團體有があり、私人有には各人の資産や、華族の世襲財産などがある。私有財産は、俗に身代、身上とも云ふ。身代には、自己一代

作り上げたものと、父其他の遺産によつて富んで居るものがある。貧富の差異は、この財産の有無である。富んでゐる者は豊かな生活が出来、貧しい者は乏しい生活しか出来ぬ。無論それは精神生活では無く、物質生活に於てであるが、物質生活に於て恵まれた境遇にあるのは富者、即ち財産の多い者である。この意味に於て、財産は生活の資料と云はなくてはならぬ。法人は暫く措き、私人の財産に就て云ふならば、財産の無い者は獨立の生計を立てることが出来ぬ。財産が乏しくてさへも、天災や疾病

などの不慮の災厄に遇ふと、非常に窮迫を感ずるのである。況んや、無財産に於てをやである。財産が無ければ、思ふやうに父母に孝養も出来ず、又子女を教育することも困難であり、社會公共の爲に資を投ずることも不可能である。それに、世人に輕侮され、親戚朋友にまで疎んぜられる。然う見て來ると、財産は一身一家の生計を立てるに必要なばかりで無く、道徳の實行にも缺くべからざるものである。衣食足つて禮節を知ると云ふのは、確かに生活の一面を道破したものである。世間の不義理や、

種々の罪惡は、衣食の窮乏に基くことが多
い。財産を輕んずることの出來ない理由は
其處にある。財産があれば、社會事業にも
寄附することが出來、又愛國公債の如きも
のにも應募し得る。若しそれと反對の立場
に生活してゐる場合には、如何に熱誠な公共
心があつても、それを事實の上に具現する
を得ぬことがある。然らば、財産は何うし
て作るべきであるか。一定の職業に就て、勤
勉努力すれば報いられるのである。即ち獨
立の事業を經營する者にあつては其の利得
を以て、其他の者にあつては勤勞の所得を

以て家計に充て、收支の調和を圖つて、節
儉し、貯蓄するのである。投機に依つて一
攫萬金の奇利を博し、成金にならうと云ふ
には、可也な冒險が伴ふばかりでなく、世
道人心に惡影響を及ぼすこと少くないから
努めて避けねばならぬ。財産は生活の手段
であつて目的では無いのであるから、黄金
萬能を信じて、貨財の奴隸となつてはなら
ぬ。貨財を餘り重く見る人は、富力を恃ん
で贅澤の限を盡したり、金權を揮つて政治
を蠱毒したり、貧者を虐けたりして、人生
の能事終れりと思つてゐる。又、勤勞を無

視して富を得ようとする者は、詐偽、窃盜
賄賂等の罪惡を犯すやうになる。これ財産
過重の弊である。人生の目的は、貨財以上
更に高尚なものあることを知らねばなら
ぬ。
ざいさんけん【財産權】 財産上の權利。
物權、債權等は、この財産權に屬するもの
である。動産、不動産を所有し、或は取得
し、或は流用するに就ての保障である。道
徳上から見れば、財産權は、自己の財産を
重んずると共に、他の財産をも重んずるこ
とであつて、社會生活の平和を維持する

所以である。處が、案外にも財産に貪慾な
人間が多く、財産の爲に絶えず法律上の紛
争が繰返されてゐる。權利は遂に道徳上の
觀念から遠ざかつて、自己の利益を擁護す
る爲に主張され、他を迫及して、毫も假借
せざらんとするの風がある。金貸借、借上
のことは云ふ迄もなく、不動産買のことも、
契約のこと、皆權利の争であつて、甚しき
に至つては財産取得のことから相續權の争
をすら辭せぬ世の中である。權利は尊重す
べきものであるが、濫用すべきもので無い。
法律上の手續は、最後の手段であることを